

平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成19年6月

公立大学法人滋賀県立大学

1 大学の概要

(1) 法人名 公立大学法人滋賀県立大学

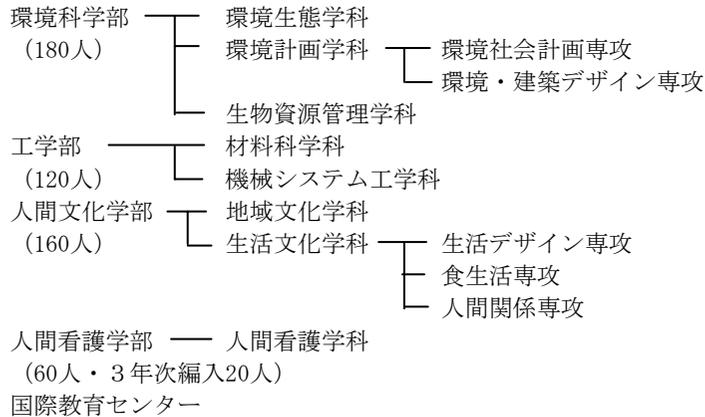
(2) 所在地 滋賀県彦根市八坂町2500番地

(3) 役員の状況

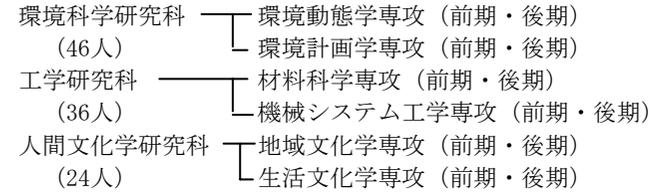
理事長 (学長)	曾我 直弘
副理事長	馬場 章 (総務担当)
理事	里深 信行 (研究・評価担当)
理事	土屋 正春 (教育担当)
理事	田邊 俊夫 (地域貢献・渉外担当)
理事 (非常勤)	森 哲次 (日本電気硝子(株)取締役会長)
理事 (非常勤)	脇田 晴子 (城西国際大学客員教授)
監事 (非常勤)	平居 新司郎 (公認会計士)
監事 (非常勤)	荒川 葉子 (弁護士)

(4) 学部等の構成 ※ 人数は入学定員

【学部等】



【大学院】



【大学附属施設】

図書情報センター
 交流センター
 環境管理センター
 地域産学連携センター
 地域づくり調査研究センター

【事務局】

総務グループ
 財務グループ
 経営戦略グループ
 学生・就職支援グループ
 教務グループ
 図書情報グループ
 地域貢献研究推進グループ

(5) 学生数および教職員数 ※ 平成18年5月1日現在

①学生数	学部学生	2,278人	計2,552人
	大学院学生	274人	
②教職員数	教員	197人	計 253人
	職員	56人	

(6) 沿革

- 平成7年4月 開学
(環境科学部・工学部・人間文化学部)
- 平成11年4月 大学院修士課程開設
(環境科学研究科・工学研究科・人間文化科学研究科)
- 平成13年4月 大学院博士課程開設
(環境科学研究科・工学研究科・人間文化科学研究科)
- 平成15年4月 人間看護学部開設
- 平成18年4月 公立大学法人滋賀県立大学設立

(7) 大学の基本的な目標

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としている。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命としている。

この大学設置の基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を定める。

- ・「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進する。
- ・少子高齢化、国際化、情報化の進展により、今後に求められる高等教育の多様化に対応して、学部や大学院を整備充実し、優れた人材を養成する機能を拡充する。
- ・公立大学として、地域の生涯学習の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化を目指す。

2 全体的な状況とその自己評価

I 全体的な状況

滋賀県立大学は、「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進してきた。法人化にあたっては、次に掲げることを基本的な姿勢にすえ、計画の策定・遂行にあたった。

- ① これまでの成果の上に
本学で培ってきた教育・研究・社会貢献活動を明確にしつつ、一層発展させる。
- ② 重点を明確に
総花的でなく「選択と集中」を意識し、県立大学の特色・強みを打ち出す。
- ③ 「学生の立場」を視点に
教育・研究をはじめとした課題の遂行を「学生が育つ」という視点で検証する。
- ④ 社会との連携を視野に
地域・県民・産業・他大学等との連携・交流を常に視野に入れる。

1 理事長を中心とした機動的・戦略的な運営体制の確立

(1) 理事長を中心としたトップマネジメント体制の整備

- ① 法人化に伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき運営組織を改組し、理事長を中心とした戦略的・機動的な運営体制の構築を図った。
法人の意思決定機関である役員会は、月2回の開催を定例化し、法人諸規程や中期計画、平成18年度の年度計画の策定、予算執行方針の決定、中間決算報告の承認などの重要事項について、迅速に審議・決定した。
- ② 法人運営体制の構築にあたっては、役員の一部を公募し民間企業経験者等を登用するほか、経営協議会、教育研究評議会にも学外者を積極的に登用し、社会の多様な視点を法人運営に反映させる体制を整備した。
- ③ 事務局に私学経営経験者を登用し、私学の自律的経営のノウハウを生かした経営的・戦略的な視点を取り入れるとともに、新たに経営戦略グループを設置するなど事務局組織を整備した。

④ 大学運営の健全性を確保するため理事長直属の監査室を設置し、内部監査体制を整備した。

(2) 理事長のトップマネジメントによる戦略的資源配分の実施

① 今後の教育研究組織等の再編に柔軟に対応し、かつ、重要性和緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため、教員定数の5%（11名）を学長管理枠として確保することとした。

② 教員ポストの欠員補充に係る採用については、全学的な観点から教員選考規程に基づき各学部等の長からの推薦をもとに理事長が行うこととした。

(3) 中期計画の達成に向けた取組み

① 理事長を中心としたトップマネジメント体制を整備すると同時に、理事長、常勤役員、理事長補佐で構成する役員会議を設置し毎週開催するほか、全学的課題を検討するための学部長等との連絡調整会議や学長補佐会を設置し、大学構成員が一体となって大学運営に取り組む体制を整備した。

② 平成18年8月の滋賀県知事からの中期目標の指示を受け、その内容と中期計画の作成方針を共有するため、中期計画・年度計画検討特別委員会および理事担当の各課題を取り扱うワーキンググループを合計19回開催するとともに、各理事および各グループ統括によるサマーレビューを2日間にわたり実施し、意識の共有化を図った。

また、平成18年10月の中期計画の認可を受け、中期計画の達成に向けての役員の決意表明「大学改革への決意」を作成し大学構成員に配付することにより、中期計画の達成に向けた役員の決意を明確にした。

③ 教職員および学生の声を大学運営に活かすとともに双方向のコミュニケーションを一層充実させるため、理事長あてメール窓口（プレジデントメール）を設けた。

2 特色ある教育研究の推進と教育研究の活性化

(1) 特色ある教育の推進

① 各学部に共通するキーワードである人間を扱う「人間学」を全学共通科目として開講するとともに、平成19年度はこれをさらに発展させ、人間学の科目を「こころ」「しくみ」「しぜん」「わざ」の4クラスター（分類群）に構成するとともに、自己表現能力の開発を目指す科目として新たに少人数グループ形式の「人間探求学」を1年次前期の必修科目として実施することとした。

② 環境科学部や人間文化学部では、琵琶湖とその周辺地域の環境や文化を題材にした体験的学習である環境フィールドワークや環境琵琶湖文化論実習などを実施するとともに、環境科学部では開学以来の取組みと運営方法を『琵琶湖発環境フィールドワークのすすめ』として総括し、平成19年3月に出版した。

③ 平成18年度後期から開講した近江環人地域再生学座に社会人コースを設けるとともに、平成19年度に開設する人間看護学研究科（大学院修士課程）に修業期間が3年の長期履修制度や大学院設置基準第14条を適用した夜間開講の実施など社会人の受入体制を整備した。

④ 文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択（平成16年度）されている「スチューデントファーム『近江楽座』／まち・むら・ふれあい工舎」を通じて、大学と地域との連携のもと地域に学ぶ実践教育を行った。

⑤ 文部科学省の地域再生人材創出拠点の形成プログラムに採択（平成18年度）された「近江環人地域再生学座」（大学院修士課程）を通じて、地域再生を担うリーダーたる人材「コミュニティ・アーキテクト（近江環人）」を育成することを目指し大学・行政・地域が連携して行う教育プログラムを平成18年度後期から実施した。

⑥ 学生・地域・環境をコンセプトに学生が手作りで行う湖風夏祭、秋の湖風祭（大学祭）や新入生のためのサポートを在学生在が企画・実施するなど「人が育つ大学」ならではの学生の取組みを支援した。

(2) 研究の活性化・高度化

① 教員にインセンティブを与えると同時に、研究の一層の活性化と戦略的な資源配分を目的として、一般研究費の50%を教育・研究・地域貢献・学内貢献の業績評価をもとに配分した。

② 産業の発展と学術の振興を推進するため、日本電気硝子株式会社とガラス工学に関する技術開発・交流、共同研究、人材育成等に関する包括協定を平成19年2月に締結した。

また、ガラス製造技術に関する総合的な研究をするための「ガラス工学研究センター」を平成19年度に工学部に設置し、このセンターにおいて包括協定に基づく共同研究等を実施することとした。

③ 各教員が活発な研究活動を行った結果、12件の研究表彰の受賞が、また、大学院生についても2件の受賞があった。

(3) 教育研究組織の活性化

① 人間看護学部の学年進行にあわせ、平成19年度に開設する人間看護学研究科（修士課程）の設置認可を受けるとともに、入学者選抜試験を行い定員（12名）を充足した。

- ② 産業の基礎である「ものづくり」のための技術者養成に必要な工学教育および地域産業界への貢献を一層充実させるため、平成20年度に工学部に電子システム工学科を新設し、あわせて既存学科の再編を行い3学科の協力・連携体制を強化することとした。
- ③ 日本電気硝子株式会社との包括協定に基づき、工学部にガラス研究者・技術者の人材育成を目的とした寄附講座「ガラス製造プロセス工学」を平成19年度から開設することとした。

3 『地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学』としての取り組み

(1) 地域に根ざす大学

- ① 地域づくり調査研究センターの設置
本学の建学の理念である地域貢献をより一層推進し、地域に根ざした調査研究活動、人材育成、地域づくりに関する情報発信を行うため、地域づくり調査研究センターを平成18年4月に設置した。
- ② 地域交流看護実践研究センターの取り組み
人間看護学部と病院等の看護の実践現場とが双方向に交流できる窓口として、1年間で137件の相談を受け付け、看護の実践・教育・研究の連携、看護研究のサポート等を行うほか、専門講座を開催することを通じて、県内の看護職員の資質の向上に努めた。
- ③ 大学サテライト・プラザ彦根の開設
彦根市内の3大学（滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学）と彦根市、彦根商工会議所、株式会社平和堂の6者により、大学を活かした地域活性化のための包括協定を平成19年3月に締結した。この包括協定に基づき、6者共同で平和堂アル・プラザ彦根6階に大学サテライト・プラザ彦根を平成19年4月に開設するとともに、本学のサテライト・オフィスを開設することとした。

(2) 地域に学ぶ大学

- ① フィールドワークの重視
環境科学部での環境フィールドワークや人間文化学部の琵琶湖文化論実習など、琵琶湖や近江の地域文化から学ぶフィールドワークを重視した教育を行った。
- ② 近江楽座の取り組み
現代GPに採択されている近江楽座の活動（20プロジェクト）を通じて、学生・地域住民あわせて1,376名のメンバーが協働して、むらおこし、環境保全、地域文化の継承などの様々な地域課題に取り組むなど地域に学ぶ実

践教育を行うことにより、社会性を身に付けることができた。

(3) 地域に貢献する大学

- ① 地域の生涯学習の拠点としての取り組み
開かれた大学として地域のニーズに応え、公開講座、公開講演、公開講義を実施し、延べ1,965人の受講者を受け入れ、地域の生涯学習の拠点としての役割を果たした。
- ② 琵琶湖塾の開催
ジャーナリストの田原総一朗氏を塾長に迎え、自然と人間がともに輝く社会を築き上げるための担い手として活躍する人材を育成することを目的に琵琶湖塾を開催した（塾生333名）。
- ③ 近江環人地域再生学座の開設
近江環人地域再生学座を平成18年度後期から開講し、湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、環境と調和した循環型地域社会づくりのためのリーダーたる人材（コミュニティ・アーキテクト＝近江環人）の育成に努めた。
- ④ 感染看護認定看護師の養成
平成17年度から社団法人日本看護協会の認定看護師教育機関の認定を受け、感染管理認定看護師教育課程を開設した。平成18年度は25名の看護師を受け入れ、地域の看護力の向上に努めた。
- ⑤ 大学施設の開放
大学施設の学外への開放に関する規程を整備し、学内の教育・研究施設の開放を推進し、平成18年4月から共通講義棟および交流センターを有料開放した。

4 法人経営基盤の確立と業務運営の改善・効率化

(1) 法人経営のための財務基盤の確立・強化

- ① 事務局に新たに地域貢献研究推進グループを設置し外部資金の獲得に努めた結果、科学研究費補助金をはじめ154件、359,008,767円の外部資金を獲得した。
- ② 寄附金の受け入れ体制を整備するとともに、本学の教育研究の充実と地域貢献の推進等のため学術文化振興基金を設置した。
- ③ 経営の安定のため学生確保に努めた結果、学部入試（前期・後期）は昨年度を上回る志願者となり（2,252人→2,264人）、入学定員を確保できた。

(2) 業務運営の改善・効率化

- ① 一般管理費の削減に努めるほか、学生の協力による”消し回り隊”を発足するなど全学をあげて省エネルギーに取り組んだ結果、光熱水費の対前年度比マイナス8.4%を達成した。
- ② 滋賀県財政構造改革プログラムに基づく削減目標（平成18年度）である3,300万円の削減を達成した。
- ③ 財務システムや学内ネットワークシステムを構築するなど効率的な業務運営のための学内環境整備を行うとともに、これらのシステムを利用して大学の管理物品や固定資産の情報を共有化し、施設の有効利用のための環境を整備した。
- ④ 優れた資質を有する人材を獲得するため、戦略的人事を除くすべての教員（13名）および事務局プロパー職員（2名）を公募により採用した。
- ⑤ 教員に対する裁量労働制の導入や兼職兼業規制の緩和を実施し、産学連携や地域貢献などに創造的能力を発揮しやすい環境を整備した。

5 自己点検・評価、情報公開および広報活動

(1) 自己点検・評価に係る取組み

- ① 自己評価、認証評価、法人評価、外部評価を踏まえた総合的な評価取組方針を策定し、平成22年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることを決定するとともに、教員の研究業績をデータベース化した。
- ② 教育、研究、地域貢献、学内貢献の各分野における活動状況を指数により自己評価するとともに、その結果を一般研究費の配分へ反映した。
- ③ 平成17年度に実施した外部評価に対する対応状況を取りまとめた。

(2) 情報公開の促進と広報活動

- ① 情報公開および個人情報に関する関係規程を整備し、大学運営情報の公開を推進するとともに個人情報の適切な取扱いに努めた。
- ② 大学構成員それぞれが大学広報者としてのマインドを持つとともに、広報担当を経営戦略グループに置くことにより戦略的な広報活動を展開した。その結果、本学を扱った新聞記事は対前年度比約27%増加した。
- ③ 平成18年7月に大学ホームページを更新し、ユーザビリティ（使いやすさ）や掲載内容の充実にも努めた。更新後のホームページは、(株)日経ビーピーコンサルティングによるユーザビリティ調査で国公立大学中第19位に評価された。

6 その他

- ① 淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、誰もが利用しやすいキャンパスづくりを目指し、段差解消、スロープの設置等8か所の改修を行った。
- ② 駐車場、学内通路の照明灯を照度の高いものに全面改修し、学生の安全確保に努めた。
- ③ 本学の同窓会と前身の県立短期大学の同窓会との一体化を支援し、平成18年11月に統一同窓会が発足した。
- ④ 授業の実質化を促進するなど教育の質を維持向上するため、平成19年度からの大学カレンダーを見直した。

II 全体的な計画の進行状況

滋賀県立大学は、平成18年4月から公立大学法人に移行し、10月に知事の認可を得て中期目標に基づく中期計画を策定するとともに、同月に平成18年度計画を知事に届け出て、計画の着実な実行に努めてきた。

法人化後の初年度の取組みとして、特に、新たな組織運営体制の構築に重点を置いて法人としての基盤整備に努めた。中期計画・年度計画の遂行にあたっては、本学がこれまで培ってきた成果を活かしながら、学生の視点、地域との連携を念頭に取り組んだ。こうした取組みの結果、平成18年度の年度計画156項目のうち145項目（92.9%）を概ね順調に実行し、一定の成果を達成することができたところである。

項 目 別 状 況

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標

中 期 目 標	<p>ア 教育の目的および目標 (学士課程) 自然環境と人間社会の調和的・持続的発展を支える幅広く深い教養を身につけるとともに、他者のあり方を尊重しつつ、自ら考え自ら判断し行動する主体的自律的人格を養う。 また、それぞれの分野での専門教育においては、基本的な思考方法や言語運用能力などの基礎学力を向上させ、専門的素養に基づいて地域や国際社会に貢献し得る能力を養う。 (大学院課程) それぞれの専門分野において幅広い教養と高度の専門知識や技術を身につけ、新しい分野に挑戦する気概と能力を持った人材を育成する。また、社会のニーズに応え得る教育研究を行い、社会人の再教育に取り組む。</p>
	<p>イ 卒業後の進路等 学生・大学院生自らが、専門性や適性、社会的・学術的経験を生かした進路設計を行い、希望の進路を実現することを支援する。</p> <p>ウ 教育の成果・効果の検証 学部・大学院教育の成果を多角的、中・長期的な視点から検証し、生涯発達・生涯学習における意義と改善点を明らかにし、教育改善に反映する。</p>

中 期 計 画	年 度 計 画	判 断 理 由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有 無	自 己 評 価	評 価 委 員 会 評 価	備 考
ア 教育成果を上げるための具体的方策 (学士課程)						
1	・学生自らが「人間」を探求し、新しい視点を発想・発見することを支援するため、環境科学、工学、人間文化学、人間看護学、国際教育の現代的・専門的視点から、環境と人間を考える人間学を開講し、学士課程を通じて履修させる。	・各学部・学科・専攻等ごとに必要な少人数導入教育の平成19年度実施を目指し、その内容と方法について案を策定する。	少人数導入教育クラスの開設を目標に全学共通科目である「人間探求学」を対象に平成19年度に実施することとし、その具体案を全学科で確定した。	○ P25	Ⅲ	
2	・自らの考えをまとめ他者にわかりやすく説明する能力や、他者の考えをじっくり理解する能力を養うため、日本語や外国語の能力を高める教育を行う。さらに多様なコミュニケーション手段や自己表現活動によって、発信し、応答し、共感し、批判しあえる能力を養うための教育を行う。	・論理的思考能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等を養成するための授業方法（演習、ディベート等）を研究し、平成20年度実施のための課題を整理する。	目標とする能力の養成には入学初年次からの対応が必要であることから、人間学専門委員会で検討を行い、1回生全学必修科目「人間探求学」の内容に自己表現や対話能力の向上を含めて指導することを当面の目標とし、平成19年度の成果を分析し全学的に共有すべき課題を整理し、平成20年度実施を目指すこととした。 また、その後の発展的な指導は少人数編成である卒業研究の過程での実施が有効であるとし、そのためにも卒業研究指導をめぐるFD活動との連携を課題とした。	○ P25	Ⅲ	

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備 考
3 ・各学部学科等では、全学共通基礎科目や人間学との整合性に留意しつつ、導入教育を充実させる。その上で、専門分野の特性を踏まえた体系的かつ実践的なカリキュラムの編成を行い、学内での実験・実習・演習を中心とした基本的な体験学習や、地域でのフィールドワークを重視した多面的な教育を行う。	・現在学内の各学部等で実施されている体験学習や地域でのフィールドワークなどの多面的な教育をより改善するための実状調査を行う。	全学部での体験型科目実施状況の調査を行い、全学では体験型の科目数が162、うち実験実習系の科目数が113、うち学外を主とする科目数が48と多数であることが分かった。 学習が多岐多様のため、改善のためには個別の対応が必要となるが、調査の結果、出先の協力を得にくい面もあるなど実施内容の特性を反映した課題が判明した。	○ P25	III		
(大学院課程)						
4 ・関連分野も含めて専門分野の高度な教育を体系的に行うためのカリキュラムを整備する。	・関連分野を含めた体系的なカリキュラム整備のために、教育理念を含めて現状のカリキュラムの見直しに着手する。	各研究科において育成すべき人材の目標を設定し、それに従ったカリキュラム整備のための見直しに着手した。		III		
イ 卒業後の進路等に関する具体的方策						
5 ・専門分野に応じた国家試験・資格試験等における合格率を上げるために、各学部・学科・専攻等における支援対策を充実させる。	・保健師、看護師等の国家試験に対する受験指導のため、現在の試験対策を継続しつつ、合格への集中特訓講座等を設けるなどの対策をたてる。	国家試験受験のための指導は、年間に3～5回ほど実施される全国規模の模擬試験の成績結果との相関を重視しつつ、各卒業研究クラス単位での集中的な個人指導を実施するとともに、年末年始にかけて教員による特別講義を4回実施した。 1級建築士については、受験科目対応の特別な指導体制はとらず、毎月1回程度の頻度で優れた建築家によるセミナーを開催し、学生を触発する指導を行うこととし、実施した。 管理栄養士については、外部模擬試験への3回の参加、過去問題の配布と指導などを実施した。		IV		
ウ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策						
6 ・卒業・修了生の動向について継続的に調査し、学部等・大学院教育の成果や効果に関して総合的に分析する。	・自己評価委員会においてこれまでに実施された卒業生・修了生に対する本学の教育のあり方についての意識調査をもとに、卒業生受け入れ先の企業も調査対象に含めるなど、より効果的な調査が実施できるよう調査シートの改訂を行う。	卒業生・修了生の動向調査については平成16年度に全学共通科目や専門科目の教育効果についての調査を行い、科目の役立ち度の傾向を把握できたが、カリキュラム改善につなげるための再調査に向けて就職指導の観点も含めて関連する設問の追加を検討した。		II		

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標 (2) 教育の内容等に関する目標

中 期 目 標	<p>ア 入学者受入方針 (学士課程) 入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、受験生・高校への広報に努めるとともに、多様な入試選抜を行い、学業成績だけでなく学問への興味を持ち真理や学問の探究に魅力を感じる学生や、行動力のある学生を確保する。</p> <p>(大学院課程) 高度な専門知識・論理的思考力・問題解決能力を身につける必要を感じ、成果を地域・社会に生かすため積極的に行動できる人材を確保する。</p>
	<p>イ 教育課程の編成 (学士課程) 人間学および全学共通基礎科目の内容を見直し、体系的な教養教育を充実させる。また、各学部・学科・専攻の特色を打ち出し、専門科目への動機づけ、実験・実習フィールドワークを中心とした実践的な専門科目の履修、卒業研究といったそれぞれの段階で達成すべき目標を明確にした教育課程を編成する。</p> <p>(大学院課程) 学士課程との連携に配慮し、さらに国際的に通用する専門性や修士論文作成の特別研究を重視した教育課程を編成し、実践的な教育を目指す。</p>
	<p>ウ 授業形態、学習指導方法等 (学士課程) 少人数教育により学生個々の特性を把握し、その自発的学習意欲を引き出して、自らが問題意識を持ち学習や研究に取り組める「人が育つ大学」教育を進める。また、地域・社会に密着した実践的教育を推進する。</p> <p>(大学院課程) 学部での教養・専門基礎教育等から大学院の高度専門教育への体系化された教育を対話や討論を通じて深化させ、優れた専門職業人・研究者を育成する。また、学会や研究機関と交わる専門研究の機会を増やし、未知の分野に果敢に挑戦する見識や気概・能力を身につけさせる。</p>
	<p>エ 適切な成績評価等の実施 (学士課程) 学習成果の質的向上を図るために、授業計画や達成目標を明確に示すとともに、学習達成度に沿った的確な成績評価を行う。</p> <p>(大学院課程) 成績の評価や学位取得については各研究科・専攻において、大学院生の学習効果を高めるような客観的で一貫性のある基準を定め、適切な評価を行う。</p>

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
ア 入学者受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 (学士課程)						
7	・学部・学科ごとに入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、AO入試、公募入試等工夫を凝らした多様な選抜を行う。	・学科ごとのアドミッション・ポリシーを明確にする。	入学試験の募集単位である学科・専攻ごとのアドミッションポリシーを策定し、11の募集単位すべてで大学ホームページなどを通じて公表した。		III	
		・AO入試等の検討に着手し、選抜方法の多様化を図る。	入学者選抜制度の見直しのため成績追跡調査を実施し、全般的に推薦試験合格者が入学後の成績も概して良好であることが判明した。 この結果をもとに、推薦入学やAO入試における推薦者・被推薦者との関係等も含め選抜方法の多様化について検討に着手した。		III	
8						

	中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
9	・入学した学生の追跡調査を行い、入学者選抜方法の妥当性を判断する。さらに、高校推薦制度について、入学者選抜方法や定員の見直しを行う。	・アドミッション・ポリシーおよび学部等教育内容の正確な理解がされるよう高等学校に説明するための訪問計画を立てる。	入学志願者や高校進路指導教員が本学の教育内容等についての正確な理解を得るよう、各学部等で実施する出張模擬講義（いわゆる出前講座）では必ず先方の進路指導関係者に対して各学部等の受け入れ方針の説明をする計画を立て、実施した。また、県内入学者出身校を中心に進路指導教員への説明のため、募集要項が定まった段階でほぼ全ての学科専攻等の教員が訪問した。		Ⅲ		
10		・高校推薦制度について、口頭試問を含めるなど選抜方法の見直しに着手する。	成績追跡調査から、一般的に推薦試験合格者が入学後の成績も概して良好であるとの結果をもとに、推薦入試で口頭試問を全学的に導入することを決定した。		Ⅲ		
(大学院課程)							
11	・大学院には、キャリアアップを実現することを目的とした社会人の受け入れ、および学術・文化の国際的発展を実現するために留学生の受け入れを積極的に行う。	・平成18年度よりスタートする人材育成を目的とした「近江環地域再生学座」における研究科での社会人受け入れのための方策（リカレント教育内容の充実等）を決定する。	「近江環地域再生学座」での社会人受け入れを決定し、この決定に基づいて平成18年度後期より社会人入学者を6人受け入れた。なお、社会人入学者は科目等履修生となるが、国家の人材育成プロジェクトとしての重要性に鑑み受講料の減額措置を講じた。 人間看護学研究科では夜間開講による社会人受け入れのための社会人特別選抜を実施して10人の社会人を受け入れ、うち9人については長期履修生としての受け入れを行った。	○ P25	Ⅳ		
12		・受験雑誌、ホームページ、県内企業へのPRなど広報の強化策を検討する。	各研究科が大学ホームページで大学院広報をより積極的に展開することとした。		Ⅲ		
イ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策							
(学士課程)							
13	・高校の教育課程から大学の教育課程へスムーズに移行するための導入科目を設定する。	・導入教育強化の一環として平成19年度より1クラス6名程度の学生を対象とする「人間探求学」を開設する。	初年次導入教育科目として「人間探求学」を平成19年度から開講することを決定した。	○ P25	Ⅲ		
14	・人間学および基礎科目と専門科目の関連を明確にし、バランスよく配置することで、現代社会に生きる人間として必要な教養を身につける科目を体系的に導入する。	・導入教育、カリキュラム改正、人間学・基礎科目を含め教育課程の再編をめぐる総括的議論を行うために、教育研究評議会直轄の委員会を設ける。	総合教育検討会議（仮称）の組織規程案を役員会議に上程し、平成19年度上半期の設置に向けて委員構成などを検討した。		Ⅱ		

	中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
15	・語学教育においては、異文化理解を深めさせるとともに、留学制度の有効活用や外国人留学生や在日外国人との交流等を通じ、実践的な外国語使用の機会を設ける。	・語学教育のための e-learning を導入するため、技術面の検討を行うと同時に、語学教育担当教員が中心となりその活用方法を研究する。	実践的な外国語使用の前提となる能力向上のためにe-learning システムを導入し、国際教育センターが教員対象の研修会を2回開催して活用方法を研究し、その後の利用件数は向上した。 なお、波及効果として教員も語学力向上のために利用した。		Ⅲ		
16	・技術系の学科は、J A B E E が実施する日本技術者教育認定を取得する。	・J A B E E 取得を目指す学部学科等は準備委員会を設ける。	平成20年度の電子システム工学科の新設にあたり、既存学科においても共通科目の見直しに着手した。これに伴い、平成20年度の新入生から3学科同時にJ A B E E 取得の宣言を行う方向で準備を進めている。		Ⅲ		
(大学院課程)							
17	・学士課程における教育など大学院入学前の学習との関連づけを明確にし、取得科目のモデルケースを提示する。	・卒業後の進路を想定した教科選択のモデルを作成して院生に示すことにより、学生に対する研究指導のあり方を強化する。	習得した高度な専門知識を活かせる職業など具体的な将来像を描くため、各研究科において習得専門分野と進捗状況の関連性を調査し、学士課程との関連も含め具体的なコースを設けるための検討に着手した。		Ⅱ		
ウ 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策							
(学士課程)							
18	・少人数教育の機会を増やす。	・新入生への導入教育として、少人数の演習(ゼミナール)的科目の創設を検討する。	高等学校と大学との接続を改善するため、特に学生に学習者としての主体性の意識を涵養するために1クラス6名までの少人数初年次導入教育クラスである「人間探求学」を平成19年度から開設することを決定した。	○ P25	Ⅳ		
19	・「履修の手引き」と「シラバス(授業計画書)」の位置づけを明確にしたうえで、履修の手引きの内容の充実およびシラバスの各期の授業開始前の提示を行う。	・「履修の手引き」の講義概要を大学のホームページに掲載する。	学生の自発的な科目選択を支援するために講義概要を大学ホームページに掲載した。		Ⅲ		
20		・現在の講義概要を、授業についての説明責任が果たせるよう、また学生の積極的な予習復習の指針としても機能するように、内容の編集方針を策定する。	学生の積極的な予習復習の指針としての機能を明確にした「シラバス」を授業ごとに調製する方針を教務委員会で決定し、平成20年度版の講義概要にシラバス関連情報を記載することとした。		Ⅲ		

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備 考
21 ・フィールドワークや実験・実習などによる地域・社会に密着した体験的学習を教育の軸に据え、実践的教育の拡充を図る。	・現在、多方面で実施されている学生の地域活動への自主的参加について、今後の拡充のために実情調査を実施し、状況の整理を行う。	現代G Pに採択された「近江楽座」の実施状況を調査整理したところ、極めて高い教育効果があり、また大学の目標である地域とのつながりが強いことを認めたことから、大学独自の教育プログラムとして継続させることとした。 本学の授業科目である「環境フィールドワーク」は、学生による自主的な研究プログラムを活かせる点でも、全国的に関心が高い。その本学開学以来の授業成果を調査整理し、他大学の参考となるよう単行本「環境フィールドワークのすすめ」を出版した。	○ P25	IV		
(大学院課程)						
22 ・学会や外部の研究プロジェクトに大学院生を積極的に参加させ、研究視野の拡大や専門研究の深化を図る。	・学会や外部の研究プロジェクトに大学院生を積極的に参加させ、研究視野の拡大や専門研究の深化を図る。	大学院生の学外活動について、交通費の支援ができるようにした。その結果、国内1, 890, 536円、海外433, 057円の交通費を支援した。		III		
エ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策						
(学士課程)						
23 ・取得単位数や成績内容に基づき、必要な勧告や表彰を行うなど、学習達成度を実感しうる制度の構築を図る。	・現在実施されている成績不振者に対する勧告は継続しつつ、これとは別にさらなる意識づけの方法を考案する。	成績不振者に対して1・2回生での早期対応を図ることとし、特に指導が行き届きにくい2回生をめぐり、一定回数の欠席者、前年度取得単位数の少ない者など、年度平均3%の学生を対象として、学科が設けているグループアドバイザー等の役割を強化するなどの積極的対応を各学部等で進めることとなった。		III		
24	・G P A制度と関連づけて新たに表彰制度の創設を図る。	G P A制度の導入を待つことなく、成績優秀者を授業料減免の対象とすることを優遇制度と位置付けて、平成20年度からの導入をめざして役員会議で細部を検討し、具体的検討を開始した。		III		
(大学院課程)						
25 ・成績評価の基準・方法を明示し、客観的かつ厳格に行う。	・学部等におけるG P A制度の導入に合わせて、大学院においても成績評価の基準・方法を検討し、確立次第明示する。	学部での成績優秀者処置に加えて、教務委員会内に設置された成績評価方法検討委員会において、平成20年度の導入をめざし検討を進めている。		III		

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
 1 教育に関する目標 (3) 教育の実施体制等に関する目標

中期 目標	ア 適切な教職員の配置等 教育力や研究指導力に優れた教員の確保・育成を目指すとともに、教員が教育研究に専念できる環境を作る。
	イ 教育環境の整備 図書館の充実や学内情報ネットワークの整備など、学生が自主的学習を行える環境を整備する。
	ウ 教育活動の評価および質の改善 全学および学部、学科、研究科レベルで教育活動を常に点検・評価し、継続的に改善していく組織を設ける。
	エ 授業改善に効果的なFD（教員組織による能力開発）活動の実施 教員の教育実践内容を改善・向上させるため、FD活動を行うとともに、教員に対して必要な支援を行う。

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備 考
ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策						
26	・教員は、研究面および教育面の資質についての評価を行い採用する。	・教員の新規採用に際しては、研究面に偏ることなく、採用対象となる科目の教育面に関する資質、地域貢献の観点など総合的な審査を行うための基準を設ける。	各学部等において新規に教員を採用する際には、すでに教育面での基準を明示した形態での公募を実施している。		III	
27	・教員の選考にあたっては、選考課程の客観性・透明性を高め、教育研究の充実のために必要な優秀な人材を登用する。	・新規に教員を採用する際には原則公募制によるものとする。	人事方針において、採用時原則公募を明確に定めており、将来構想（人間看護学研究科開設）に沿った戦略的人事以外の教員は、13名全て公募により採用した。		III	
イ 教育環境の整備に関する具体的方策						
28	・図書館の電子化、レファレンス業務の強化、開館時間の延長を行い、図書館機能を強化する。	・学内無線LANの構築など、図書情報センターによる情報提供業務の内容拡充を図る。	既存のものに加えた新規の電子ジャーナルやデータベースの提供開始等のサービス向上措置により、学習研究情報の提供機能は向上し、平成18年度のデータベースへのアクセス件数は前年度の2.8倍（13,486件→37,246件）に増加した。	○ p26	IV	
29	・シラバス(授業計画書)、教材、学習法などの電子化を図り、自主的学習を支援する。	・e-learningの導入により学習効果の向上が期待できる科目の調査を行う。	教材・学習方法の電子化促進の一環として、関係資料に基づき各学部等での授業科目とプログラムとの対応関係の基礎調査を実施した。		III	
ウ 教育活動の評価および評価結果を質の改善につなげるための具体的方策						
30	・各学部・学科・研究科等レベルで教育活動を常に点検・評価し、継続的に改善するため、各教員が主体的に関わるような体制を整える。	・学部共通科目に対する教育内容を評価し、カリキュラムの検討や授業改善の提言をするため、各学部等で教務委員と自己評価委員が連携した組織を立ち上げる。	全ての学部において授業改善、授業公開、研究授業実施のための組織化が行われ、自己評価委員と連携して学部共通科目やカリキュラムの検討を始めた。		III	

	中 期 計 画	年 度 計 画	判 断 理 由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の 有 無	自 己 評 価	評 価 委 員 会 評 価	備 考
31	・学生による授業評価の実施および集計、分析を行い、結果を公表するとともに授業改善に活かす。	・学生による授業評価のためのアンケート調査を継続的に実施、分析、評価し、その結果を基に、授業改善、カリキュラム改善をめぐる議論に反映させる。	学生による授業評価を継続的に実施し、大学全体として総合的な分析を行いその結果を学内公表し、授業改善への議論に反映させた。なお、学外への公開については検討中である。		Ⅲ		
エ 授業改善に効果的なFD活動を行うための具体的方策							
32	・教員が授業方法の改善を目的とした研究授業・研修会等を行うことを奨励し、支援体制を整える。	・各授業の長所・短所が明らかになるように、「学生による授業評価」のアンケート調査方法の改善に着手する。	自己評価委員会において、平成19年度に実施する「学生による授業評価」アンケートの調査方法等について検討し、設問および構成を改善した。	○ p26	Ⅲ		
33		・学内有志を中心としたFDに関する調査・実践活動を開始する。	授業改善のための全学委員会が組織され、全学的な取り組み方法を議論した。なお、人間看護学部、環境科学部、工学部機械システム工学科ではFD活動が積極的に実施された。		Ⅲ		

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標 (4) 学生への支援に関する目標

中期目標	<p>ア 学習相談や生活相談、経済的支援 「人が育つ大学」を実現するため、学習活動において、自学自習が十分に行えるよう、学習支援制度を強化する。また、充実した学生生活の基礎となる「心身ともに健康な状態」を保つため、学生相談体制を充実させる。 さらに、学生に対して柔軟、かつ、きめ細かな経済的支援体制を構築する。</p>
	<p>イ 就職支援 学生が卒業後の進路や将来展望を構築できるよう、キャリアデザイン教育やインターンシップ制度を充実し、学生のセルフマネジメント能力の向上を図る。また、学生の就職は、大学や教員の重要な責務であるとの認識に立ち、就職支援体制を強化し、就職率の向上を図る。</p>
	<p>ウ 社会人学生・留学生等への支援 社会人学生・留学生等に対して柔軟、かつ、きめ細かな支援体制を拡充する。</p>

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
ア 学習相談や生活相談、経済的支援に関する具体的方策						
34	<ul style="list-style-type: none"> 教員が少数の学生を担当する「グループアドバイザー制度」を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施している学部学科等の「グループアドバイザー制度」の問題点や課題を検討し、よりよい制度設計を行う。 	学生の多様なグループ化を通じ、それぞれの担当教員が指導・支援を行う方針を学生部委員会がまとめた。その結果、少人数クラス担任制、学年担任制などを組み合わせた指導体制が提案された。		III	
35		<ul style="list-style-type: none"> 少人数導入教育の担当教員をグループアドバイザーとする制度の構築を図る。 	平成19年度より、少人数導入教育クラス（人間探求学）の担当教員を小規模グループのグループアドバイザーとするの方針を決定した。		III	
36	<ul style="list-style-type: none"> 「オフィスアワー」を確保し、シラバス（講義概要）にも明記することで、講義に対する学生からの発問の機会を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「オフィスアワー」の必要性、意義に関する全学的合意形成を図るとともに、準備の整った学科等から実施する。 	オフィスアワーの必要性・意義に関する全学的な合意形成に努めた。		II	
37	<ul style="list-style-type: none"> 「学生支援センター」を設置し、全般的な学生支援機能の体系的集約化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生生活の現状分析とニーズの把握を行い、現在実施されている学生生活に関する個々の支援を体系化する総合的な「学生支援センター」を平成19年度に開設することを目標に、その組織構想を確立する。 	昨年度までに行なった学生の実態調査をもとに学生の動向やニーズの分析を行い、その結果やその後の学生部委員会での検討をもとに、利用する学生の立場に立った学生支援センターの基本構想案について、平成19年度中の開設を目標に役員会議で検討を進めた。		II	
イ 就職支援に関する具体的方策						
38	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育を導入し、学生自らの将来設計と、その実現を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要とされるキャリア教育に関して、学科専攻ごとにその内容と学年別対応について検討し、整理する。 	大学全体におけるキャリア形成支援に関連する講座等の学年別実施状況を調査した。		II	

	中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
39	・学生支援センター内に「キャリアデザイン室」を設け、学生の意識調査と分析、講演会や就職ガイダンスの開催、学生へのアドバイスの場を充実させる。	・学生の卒業後の進路指導を含めた総合的な支援を行う「学生支援センター」を平成19年度に開設し、学生のキャリアデザインを支援する部門の付設を準備する。	学生支援センターに就職活動支援よりも幅の広いキャリア形成を支援する部門の設置に向けて、その指導範囲などについての資料収集を進めた。		Ⅲ		
40	・在学生の就職活動を支援するため、卒業生との連携を緊密に保ち、企業の生の情報を得られるようにする。	・県立大学同窓会と県立短期大学同窓会との組織的な一体化を念頭に置き、その体制づくりのための支援を行う。	両者の組織的一体化に向けて支援を継続した結果、平成18年に県立大学同窓会と県立短期大学同窓会との組織統合が行われた。	○ p26	Ⅳ		
41	・学生が自己の職業適性を考え、職業意識を高める機会としてインターンシップ制度を強化する。	・インターンシップの実情を分析するとともに実習生の受け入れ可能な企業等に関する情報収集を行う。	学生・就職支援グループにおいて、インターンシップについての情報収集とその実情分析等を実施した。 平成18年度に受け入れ実績のあった企業17社について、学生の希望との対応状況等を分析し、平成19年度に受け入れを増やすための方策をまとめ、少なくとも50%増加させる目標を設定した。		Ⅲ		
ウ 社会人学生・留学生等に対する配慮							
42	・学生支援センターにおいて、社会人学生・留学生等の修学実態や満足度問題点を調査するとともに、きめ細かな相談機能を充実させる。	・社会人学生・留学生の抱える生活上の問題点・学習をめぐるニーズ等を調査するためにアンケート調査等を実施する。	留学生については、文部科学省による全国実態調査に参加する形で調査を実施した。		Ⅲ		
43		・社会人学生・留学生に関し、学生支援センターが担うべき機能とその対応方法について、調査を開始する。	社会人および留学生についての支援方策について他大学でのあり方につき聞き取り調査をし、書面によるアンケート調査実施のための準備を行った。		Ⅲ		
44	・留学生保証人制度を見直すとともに、勉学と両立可能な良質のアルバイトの相談・紹介を行う。	・保証人制度については留学生に不利な面が多いことから、それを廃止する方向で検討する。	国際交流委員会での検討の結果、保証人制度については廃止することとした。		Ⅲ		

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
 2 研究に関する目標 (1) 研究水準および研究の成果等に関する目標

中期 目 標	ア 目指すべき研究の方向性 「地域より世界へ」という視点に立ち、地域に貢献する研究、国際的に通用する研究を行って、人類への貢献、自然との調和を目指すとともに、地域の発展に寄与する。
	イ 大学として重点的に取り組む領域 滋賀県や琵琶湖を研究のフィールドや起点として、地域社会や国際社会に対する貢献度の高い研究に重点的に取り組む。
	ウ 成果の社会への還元 産学官連携や地域連携、国際共同研究などによる独創的な研究の成果を積極的に社会に還元する。
	エ 研究の水準・成果の検証 学術研究水準の向上のため、信頼性の高い評価システムを整備し、研究水準や成果の持続的検証を行う。

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
ア 目指すべき研究の方向性に関する具体的方策						
45	・自由な研究テーマに基づき、国際社会の未来に貢献するための創造的研究を推進する。	・大学として取り組む重点的研究課題を設定するために、研究戦略委員会(仮称)を設置する。 平成19年4月に研究戦略委員会を設置することとし、委員の選出に着手した。		III		
46	・国際的水準にある環境・人間を主テーマとしたプロジェクト研究を発展させる。					
47	・県内諸機関との共同プロジェクトなどを通じて、実践的、問題解決型の研究に取り組む。					
イ 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策						
48	・琵琶湖とその集水域の人と自然の共生システムの構築をめざした総合的研究に取り組む。	・各学部等において取り組む重点的研究課題の設定に着手する。 環境科学部将来計画委員会の議を経て、「滋賀県環境研究教育プログラム」(座長:國松教授)を設置して、プログラムの目的、研究課題ならびに組織を検討してきた。平成19年1月には、環境科学部、工学部、人間文化学部などの学内担当者による研究打ち合わせ会を開催し、これに基づいて平成19年度に本学特別研究費への申請を行う。		III		
49	・地域における国際的に通用する「ものづくり」を支援する研究に取り組む。					
50	・地域住民の健康の維持と増進をめざした研究に取り組む。					
51	・わが国と東アジア、東南アジアなどアジアを重視した地域研究。各研究領域の成果をふまえた政策提言に関わる研究に取り組む。					
		「ものづくり」を重点課題とし、プロジェクト研究を6件、企業からの受託研究9件、共同研究19件を実施した。				
		地域住民の健康の維持と増進を目指した、看護を基盤とする健康教育システムの開発に着手した。				
		東アジア諸国に焦点を当てた総合研究の具体的なテーマの検討と研究体制の構築に着手した。				

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備考
ウ 成果の社会への還元に関する具体的方策						
52	・広報担当部局を設置し、多様なメディアを利用した教育研究成果の国内外への発表を促進する。	・事務局内に企画広報を所掌する理事長補佐および経営戦略グループを新設する。	事務局内に企画広報を所掌する理事長補佐および経営戦略グループ内に広報担当を置き、多様なメディアでの情報発信に努めた結果、新聞等への掲載件数が対前年度比27%と大幅に増加した。	○ p41	IV	
53	・公開講座や公開セミナーなどにおいて研究成果を地域に積極的に公開する。	・公開講座、移動公開講座および公開講義を開催するとともに、教員の研究内容等を紹介する「研究者総覧」を発行し、県立大学における研究成果を地域に積極的に公開する。	春期公開講座を5回、秋期公開講座を2回、移動公開講座を1回(米原市)開催するとともに、公開講義は前期89科目、後期90科目を開放した。 研究者総覧「知のリソース」は隔年毎に発行し、その間に新規採用された教員分は追録版に記載している。平成18年度は総覧発行年であったので全教員の研究業績、活動内容などをとりまとめ、3月末に発刊した。	○ p27	III	
54	・学内の研究・教育施設、研究室の学外への開放を推進する。	・体育館、グラウンドの開放及び研究室の学外への公開について、具体的方策を検討する。	学内の教育・研究施設の開放、研究室の学外への公開を推進するため、平成18年4月から共通講義棟および交流センターの有料開放を実施した。引き続き他の施設についても開放について検討していく。 (利用実績：延べ262部屋、実質47日、貸付収入額1,230千円)	○ P38	III	
55	・大学研究者が有する基礎的・応用的シーズをより積極的に公開し、共同研究等を通して地域社会との連携を図る。	・学内の研究シーズを一元的に管理する仕組み、地域や企業ニーズを的確に把握するための仕組みを構築し、コーディネーターおよび客員教授等を活用してマッチングを推進する。	研究シーズの一元化管理を図るため研究成果のデータベース化に取り組み、研究者の既存データ(人名、成果)を入力し、電子データとして整備した。外部への本データの公開とニーズを把握する方法を検討する。		II	
エ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策						
56	・外部からも理解できる評価システムを構築し、それに基づく教員評価を行う。	・教員の研究活動を客観的指数により評価する。	研究費の評価配分の一環として、教員の研究業績を客観的に評価する評価項目を策定した。	○ p26	IV	
57	・外部評価を定期的に受ける。	・中期目標・中期計画の策定の過程において滋賀県公立大学法人評価委員会の審議を受ける。また、認証評価機関の評価等の時期、実施方法を検討し、評価方針を策定する。	・中期目標・中期計画の策定の過程において滋賀県公立大学法人評価委員会の審議を受けた。また、認証評価機関の評価等の時期、実施方法を自己評価委員会において検討し、評価方針を策定した。	○ p41	III	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

2 研究に関する目標 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

中 期 目 標	ア 適切な研究者等の配置 教員の評価制度を確立して、適切な人事管理と研究予算配分を行い、効果的な研究環境を整備し、研究の活性化を図る。
	イ 研究資金の配分システム 研究費は、社会的ニーズを踏まえつつ、教員の研究評価とリンクさせて、公正で透明性の高い配分を行い、研究効率を高める。 また、産学官連携・地域連携などによる研究だけでなく、基礎研究分野に対する研究資金を安定的に確保する配分システムを確立する。
	ウ 研究に必要な設備等の活用・整備 研究の効率化のため、研究組織と事務組織の連携を強化したシステムを構築する。
	エ 知的財産の創出、取得、管理および活用 研究成果の知的財産化とその技術移転を推進するとともに、その支援制度を確立する。
	オ 研究活動の評価および質の向上 各学部・研究科および研究領域の特性に応じた研究評価を行い、研究の質の向上を図る。
	カ 県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等 産学官連携や地域連携、国際共同研究などによる共同研究を推進する体制や、創造的な研究を生み出す研究体制、若手研究者の育成を図る研究体制を確立する。

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備 考
ア 適切な研究者等の配置に関する具体的方策						
58	・優秀な若手教員を育成するために、優秀者には研究費だけでなく組織・ポスト面での配慮を行う。	・若手教員育成の第一段階として、助手に対する研究費を大幅に増額する。	若手教員育成の第一段階として、助手に対する研究費を大幅に増額した。		III	
59		・大学院生の研究活動への支援を強化する。	大学院生に対して国際学会参加のための旅費の支弁を可能にした。		III	
60	・客員教授・客員研究員等の制度を積極的に利用し、学外研究者との協力により研究の活性化を図る。	・客員教員・客員研究員の任用基準等を見直し、その任用数を増加させる。	平成19年3月末までに客員教員6名、客員研究員15名(前年と比べ5名増)の発令を行った。 客員教員は、客員教授、客員助教授を指すため、学校教育法の改正に伴い、客員教員規程を改正した。		III	
61	・外国人教員を積極的に受け入れるための環境を整備し、研究活動の国際化を促進する。	・客員教員などの制度により、外国人の任用による英語教育の充実を図り、学生の英語力強化に寄与する。	平成18年度は外国人客員助教授1名の任用を行い、英語教育の充実を図った。また、平成19年度から外国人を含む2名の採用を決めた。		IV	
イ 研究資金の配分システムに関する具体的方策						
62	・一般研究費は、教員の評価システムを確立して、総合評価に応じた配分を行う。	・一般研究費の50%について、業績評価に基づく研究費配分を行う。	一般研究費の50%について、業績評価に基づく研究費配分を行った。	○ p26	III	
63	・特別研究費は、プロジェクト研究費および若手研究者養成のための研究費として配分する。	・特別研究費は「特別研究費取扱規程」により、プロジェクト研究費および若手研究者養成のための研究費として配分する。	特別研究費は「特別研究費取扱規程」により審査委員会で採用されたプロジェクトの研究費および若手研究者養成のための研究費として配分した。		III	

	中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
64	・プロジェクト研究費は、大学の特色を出す、全学的に重点的に推進する研究へ戦略配分する。配分にあたっては、申請課題の内容評価だけでなく、教員の研究内容・実績も評価して行う。	・特別研究費（プロジェクト研究費）の対象研究は規程により「本学を特色ある大学として、広く内外に認知させる研究」としているところであるが、その採択にあたっては、中期計画に掲げられた事項を取り込んだ評価基準を作成する。	特別研究費の対象研究は従来からの学部学科にまたがるものとするを継承し、環境と人間に配慮し、地域とのつながりを重視するという中期計画に掲げられている本学の特色を取り込み、広く内外に認知させる研究であることを評価基準として、それに従い関連する研究の実績も考慮して3件を採択した。		III		
ウ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策							
65	・事務の合理化や研究支援職員の制度化により、教員の研究時間を確保する。	・研究協力室の設置を念頭に、研究支援を行う契約職員の雇用を促進する。	地域貢献研究推進グループを設置し、外部資金により研究支援を行う3人の契約職員の新規雇用を行った。		III		
エ 知的財産の創出、取得、管理および活用に関する具体的方策							
66	・特許、実用新案など研究成果の知的財産権化を推進し、知的財産の管理制度を整備する。	・発明委員会において、特許・実用新案など研究成果の知的財産権化を推進し、知的財産の管理制度について検討する。	弁理士を客員教授に迎え、特許セミナーの開催、特許出願相談など、研究成果の知的財産化に努めた。 知的財産管理については、知的財産の取扱方針および知的財産管理のガイドラインを示す知的財産ポリシーを発明委員会で検討し、平成19年度の策定に向け準備を行った。		III		
67	・大学の知的財産所有に寄与が大きい教員にはインセンティブを与える。	・大学の知的財産所有に寄与が大きい教員への優遇措置について、全学的な見地から検討する。	教員に知的財産へのインセンティブを与えるため、研究費評価配分の評価項目に「特許出願」を加えた。	○ p26	III		
オ 研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策							
68	・各分野の特性に適した研究成果の指標を活用して自己点検・評価の実効性を高める。	・研究活動の評価と評価結果を質の向上につなげるために、研究戦略委員会(仮称)を設置する。	平成19年4月に研究戦略委員会を設置することとし、委員会に研究活動の評価と評価結果を研究の質の向上につなげる方策を審議する専門委員会を設置する。		III		
69	・重点的に取り組む領域を定期的に点検し、領域の改変または継続について検討する。						
70	・長期にわたる調査・研究を要する研究にも評価を与え、支援していく制度を確立する。						

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備考
カ 県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等に関する具体的方策						
71 ・共同研究、共同技術開発の推進を図るとともに、市民参加の調査研究の取組みも広げる。	・「地域づくり調査研究センター」に配置された調査研究員を活用し、市民参加の調査研究の取組みを推進し、受託研究につなげる。	「地域づくり調査研究センター」が、商工会、自治体などからの受託研究として、住民参加の調査研究を実施した。 (受託研究実績9件 9,355千円)	○ p27	Ⅲ		
72 ・海外の大学・研究機関との交流を推進するとともに、学術交流協定を結んでいる大学・研究機関との共同研究の実施を検討する。	・学術交流協定を結んでいる海外の大学との共同研究の実施を促進する。	学術交流協定を結んでいる海外の大学に加えて、学術研究において中国でも有数の中南大学と新たに包括的学術交流協定を結び、訪問して本学の学術研究を紹介するなどにより、共同研究として実施可能な研究テーマの調査に着手した。		Ⅲ		

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
3 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	(1) 地域社会との連携・協力、社会サービス等に関する目標 地域社会との連携等を推進する体制を整備することにより、地域に開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の発展、保健医療福祉の充実等地域貢献の円滑な推進を図る。
	(2) 産学官連携の推進に関する目標 産学官連携を推進するための機能・体制を強化することにより、産業界の要請に積極的に対応し、工業県としての特徴を持つ滋賀県産業の振興と新しい産業の創出に向けて、地域産業の創出に向けて、地域産業の発展に貢献する。
	(3) 地域の大学等との連携・支援に関する目標 県内他大学等との連携・協力体制を強化し、大学に対する社会の期待やニーズの多様化に的確に対応するとともに教育研究の活性化を図る。
	(4) 諸外国との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する目標 諸外国の大学等との人的交流を推進することにより、大学の国際化を目指すとともに、諸外国の大学等との教育研究活動およびその成果の普及を通して、国際社会への貢献を図る。

	中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
	(1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策						
73	・地域貢献に関する大学の窓口を一本化し、地域貢献を組織的・総合的に推進する。	・地域貢献に関する大学の窓口の一本化に向けた組織づくりを行う。	全学附属施設の交流センター、地域産学連携センター、地域づくり調査研究センターを担当理事の下で一元的に管理運営することによって地域貢献関連業務の受付窓口を一本化した。		III		
74	・地域のニーズ等に応じた公開講座、公開講演、サテライト講座等を実施する。	・参加者のアンケート結果を踏まえ、公開講座、移動公開講座、公開講義および琵琶湖塾を開催する。	公開講座は7回行い、延べ1,137名の参加があり前年度から15%増加した。公開講義は77科目を開講し、延べ195名の受講があり前年度から37%増加した。また、琵琶湖塾は10回開講し、延べ2,600名の参加があった。受講者のアンケート回答率は67%で、満足度は、公開講座が87%、琵琶湖塾が85%と高かったが、希望テーマは多岐にわたるので、次年度に反映すべく委員会で検討中である。	○ p27	III		
75	・NPO、市民団体、地域住民等と協働して実践的な教育・研究活動を積極的に推進し、大学と地域社会との連携を密にするとともに地域リーダーの育成に努める。	・学生主体の地域活動を全学的にサポートする「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」を継続・推進するとともに、これからの環境対応型社会を支える人材育成を目的とした「近江環地域再生学座」を開講する。	「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」「近江楽座」は教育効果が大きかったので、平成19年度は大学独自で継続することとした。 文部科学省の地域再生人材創出拠点の形成プログラムに採択された「近江環地域再生学座」の後期開講については10月に開講し、本学院生7名とともに社会人6名を受け入れた。平成19年度は本学院生7名、社会人5名の入学を決定した。	○ p25	IV		
76	・学生の地域活動等への参画、インターンシップへの参加を積極的に誘導・支援する。	・学生が地域イベントや自治会等の地域活動に積極的に参加するよう誘導するとともに、地元企業の協力でインターンシップを実施する。	学生が「近江楽座」等に参加するよう指導しており、その活動状況は、新聞記事に多数取りあげられた。 インターンシップは、地元の協力を得て実施しているが、工学部で実施した企業研究会を契機として、教育分野と連動させた全学的な課題とすることとした。		III		

	中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
77	・地方自治体等との連携を強化し、各種審議会、委員会等の委員として積極的に参画する。	・国、県、市町の審議会・委員会等委員就任者数は、140人を目指す。	平成18年度の国、県、市町の審議会・委員会等委員への就任者数は、160人であった。		Ⅲ		
78	・地域に根ざした調査研究活動を行う機能を設ける。	・地域に根ざした調査研究活動を行うため、全学附属施設として「地域づくり調査研究センター」を設置する。	「地域づくり調査研究センター」を平成18年4月に設置した。調査研究活動実績として、地域再生、まちづくり等の研究受託を受けた。 (受託研究実績 9件 9,355千円)	○ p27	Ⅳ		
(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策							
79	・産学官連携に関する体制を整備・強化するとともに、大学の研究成果をもとにした研究会、シンポジウム、講習会等を実施し、産学官の交流および連携・協力関係を構築する。	・既に行っている企業向けのセミナー、異業種交流会および湖北3大学連携による講演会等を、今後、さらに充実するために客員教員を充足する。	地域産学連携センターで4名の客員教授を委嘱した。客員教授による特許セミナーの開催4回、ものづくり公開セミナー開催2回に加え、本学教員による研究成果発表会(琵琶湖環境ビジネスメッセ)、生産管理研究会((社)滋賀経済産業協会)、湖北3大学連携MOTセミナーなどを実施した。		Ⅲ		
80	・大学の研究成果を具現化・権利化するとともに、県や民間企業と連携して、その成果を普及・育成・事業化する体制を整備し、技術移転や起業の促進を目指す。	・大学の研究成果を具現化・権利化するとともに、県や民間企業と連携して、その成果を普及・育成・事業化する体制を整備し、技術移転や起業の促進を実践する。	研究成果の権利化を促進するため、学内で弁理士による知的財産特別講義および特許相談会を開催した。また、研究成果の普及、事業化に向けて滋賀県工業技術総合センター、先進企業と連携し、地域の中小企業の基盤技術向上の相談に応じた。		Ⅲ		
81	・大学の知的資源と自治体、企業等とのニーズのマッチングを図り、共同研究や受託研究を積極的に推進する。	・地域づくり調査研究センターに配置した調査研究員を中心として、企業や自治体等のニーズの新たな掘り起こしを図り、受託研究・共同研究の実施など産学官の連携を推進する。	企業等と連携して、約1億1千万円の受託、共同研究を実施した。また、大学として新たな研究テーマ掘り起こしにより、自治体、商工会などから、地域づくりの受託研究も行った。		Ⅳ		
82	・県内の企業経営者等に対する技術相談、技術指導等をサテライトオフィス等の学外においても実施する。	・湖南地区の企業への技術相談等の窓口として、コラボしが21に設置したサテライトオフィスの活用方法について検討する。	コラボしが21に配置した「湖南地区企業向けサテライト」は、更なる活性化のために、平成19年度は企業OBをコーディネータとして採用し訪問型連携活動を行うこととした。また、アクセスの良いJR彦根駅前の「大学サテライト・プラザ彦根」を活用して、企業連携活動を行うこととした。		Ⅲ		

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備 考
(3) 地域の大学等との連携・支援に関する具体的方策						
83	・県内他大学、研究機関、保健医療機関等との教育研究・学生支援・地域貢献等における連携を強化する。	・県内大学で構成する「環びわ湖大学連携推進会議」において、具体的な連携テーマの分野を決める。	環びわ湖大学連携による単位互換に、本学から「環境マネジメント総論」「びわこ環境行政論」「近江文化論」などを提供した。連携テーマについては環びわ湖大学連携推進会議の課題となっており、その結果を受けて担当科目を提供すべく準備している。		Ⅲ	
84		・地域の各大学の特色を生かした地域貢献活動、産官学連携および学生の課外活動での対抗戦の実施など連携・補完関係を強化する。	環びわ湖大学連携推進会議主催の「びわ湖学生Festival 2006」（合同大学祭）には、県内学生、地域住民を含め約1,000名が参加したほか、音楽系クラブを中心に地域イベントに参加し、滋賀大学などとの連携を行った。 また、彦根駅前に地元3大学と、彦根市、彦根商工会議所、企業との連携で、平成19年4月に「大学サテライト・プラザ彦根」を開設することとした。		Ⅲ	
85	・他大学との単位互換制度を活用し、多様な講義の開講や特殊な講義の共有化、分担を推進する。	・環びわ湖大学連携単位互換制度の活用を促進するため、有効活用されない原因分析と対応策を検討する。	大学連携単位互換の受講状況は、本学から3名4科目、他大学から5名7科目と低調であった。 各大学間の移動に問題があることから、環びわ湖大学連携推進会議の名称が平成19年度から「環びわ湖大学コンソーシアム」に変更されるのを機会に、コラボしが21の活用や、大学間遠隔講義方式(滋賀大ー立命館・草津)などを検討した。		Ⅱ	
86	・県内高等学校との高大連携事業を実施し、特色ある高等学校づくりの支援を行うとともに、高大教育のより円滑な連携を目指す。	・高大連携事業として実施する高校生向け授業について、県内高校からの個別要望に応じたプログラムをつくる。県内高校入学者を増やす方策を決める。	県内高校からの要望に応じて各学科等が計86回の高校生向け講座を企画し実施した。 県内限定でのAO的手法による選抜方法、推薦入試の募集枠拡大など、県内高校生の増加のための具体策を検討した。		Ⅲ	
(4) 他諸外国等との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策						
87	・諸外国の大学等と学術交流協定、学生交流協定等を締結して、学術交流をより活発化させるとともに、交換留学生の増加を図る。	・教員同士の交流を基に、組織として学術交流を行えるものを調査し、協定締結の可能性を探る。また、協定には、可能な限り交換留学を含んだものとする。	中国中南大学との間で学生交換を視野に入れた本学で6番目となる交流協定を締結した。 また、教員間の交流を基礎に人間文化学部地域文化学科と韓国国民大学校文科大学国史学科およびモンゴル国立大学社会学部民族学科との間で学科間個別協定締結への準備を進めた。		Ⅲ	
88	・留学生や外国人研究者を受け入れるための全学的な教育研究支援体制および在留支援体制を整備する。	・留学生や外国人研究者の受け入れに関連する施設の確保ならびに人的支援体制について検討するとともに日本での生活支援についても検討する。また、ミシガン州立大学連合日本センターとの連携により留学生の増加を図る。	留学生や外国人研究者の在留施設について、校地を提供した場合の運営方法につき調査を行った。 アメリカ本国側でミシガン州立大学連合日本センターへの留学応募者を増やすため、本学が提供している英語での講義科目の増加など本学との提携による魅力ある研修プログラムの共同開発に着手した。		Ⅲ	

	中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
89	・研究教育の交流にとどまらず、滋賀の文化、歴史、生活等、地域に根ざした国際交流の推進を目指す。	・滋賀県のさまざまな文化や歴史を紹介する機会を設ける。	彦根市内の3大学の留学生会と市内の国際交流ボランティアグループ「VOICE」とが連携して、留学生に様々な文化や歴史を学ぶ機会を提供した。		Ⅲ		
90	・アメリカミシガン州および東アジア地域、特に中国、韓国、モンゴルを中心とした諸外国の大学、研究機関等との学術交流を一層推進するとともに、国際貢献を行うための体制を整備する。	・現在協定を締結している大学等との具体的な交流課題を洗い出し、さらに進んだ交流とする。	国際交流委員会での検討の結果、本学から中国への学生派遣が特定分野に限定され、少ないままでいることが課題として明らかになった。 学生が希望する多様な学習分野を確保できる大学との提携を進めることとし、中国の中南大学との交流を促進すべく双方間での基本交流協定の締結を行った。		Ⅲ		
91	・教育研究成果を海外に積極的に発信する。	・教員の英文による研究成果の把握に努め、広報部門と連携し英文ホームページ等による計画的な情報発信を進める。	工学部報の英文成果集を大学ホームページに掲載した。		Ⅲ		
92	・大学院生が国際学会での発表を支援する制度を確立する。	・国際学会での評価に耐えうるよう大学院生が研究指導、経費面での支援など制度化に向けて検討をする。	大学院生が国際学会に参加する旅費を大学が支弁できる制度を構築した。		Ⅲ		

大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

○特色ある教育の取組み

【学部教育】

ア 近江楽座の取組み

「スチューデントファーム『「近江楽座』」／まち・むら・くらしふれあい工舎」は、文部科学省の平成16年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択され、平成18年度で3年目を迎えた教育プログラムで、次の3つを目標に掲げて地域活性化への貢献を目指して、様々な分野のプロジェクトを実施した。

(目的)

- ・滋賀県立大学と地域が共同してよりよい地域づくりにつながるシステムをつくる
- ・地域の課題に大学・学生が取り組み、地域の活性化に向けて共に活動する
- ・学生が地域の方々と一緒に活動することにより、学内だけでは学べないことを体験する

(参加者)

学生380人・地域の方々996人（計20グループ）

イ 人間探求学の開講準備

少人数導入教育として、「人間探求学」を平成19年度から1年次前期科目（月曜日1限または2限）として下記のとおり実施することとし、その実施のための準備を行った。

(目標)

- ・大学で学ぶことの意義、人生におけるその位置付けを考える機会にする
- ・高校の受け身の学習から大学の自主的な学習への円滑な移行を意識づける
- ・教員や他の学生の考え方など、他者との触れあいによる自己触発を促す
- ・各学生の創造的エネルギーの解放を図る

(実施方法)

- ・各クラス6名までとし、編成方法は学部等の特性に応じる
- ・自分で調べ、考え、まとめ、表現する一連の自主的な学習の流れを理解させる
- ・そのための基礎的なスキル、特に自己表現と対話を学ばせる
- ・教員と学生、学生と学生の交流を進め相互の絆を強化する。このため、フィールドでのクラス運営等も積極的な開発を図る。

ウ 体験型学習の重視

琵琶湖とその周辺地域や滋賀の地域文化を題材にしたフィールドワークや実験・実習を重視し、すべての学科、専攻で体験的学習を実施している。

環境科学部 学科全科目中 86科目（うち、おもに学外で実施するもの22科目）

工学部 学科全科目中 21科目

人間文化学部 学科全科目中 75科目（うち、おもに学外で実施するもの13科目）

人間看護学部 学科全科目中 30科目（うち、おもに学外で実施するもの13科目）

※ 学部には属する各学科等での延べ科目数を記載しているため、実数より多くなっている。

【大学院教育】

ア 近江環人地域再生学座の開設

平成18年度の文部科学省新規プロジェクトである「地域再生人材創出拠点の形成」に対して、本学は、湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、環境と調和した循環型地域社会づくりのための人材を育成し、地域の要請に応えることを目的とする「近江環人地域再生学座」を申請し採択された。平成18年度後期からAコース（現役の大学院博士前期課程対象）とBコース（社会人対象）の2コースを開設し、合計13名が受講した。

なお、検定試験合格者には『コミュニティ・アーキテクト（近江環人）』の称号が付与される。

イ 人間看護学研究科（修士課程）の設置認可

人間看護学部の学年進行の完成にあわせ、長期履修制度（3年間）や14条適用による夜間開講を行う人間看護学研究科（修士課程）の平成19年度設置をめざし設置認可申請を行い、平成18年11月30日に設置認可された。これを受け、開設に向けた準備を行うとともに入学者選抜試験を行い13名の入学者を確保した。

ウ 教員と学生による工学部新学科棟の基本設計

平成20年度に開設予定の工学部新学科棟の基本設計について、教育研究の一貫として取組み教員・学生が自ら手がけた。

○入学志願者の確保に関する取組み

ア オープンキャンパス

高校生とその保護者等に本学の魅力を伝えるため、オープンキャンパスを実施（7月29日および30日）し、1,598名の参加があった。なお、オープンキャンパス告知ポスターについては、在校生からデザインを募集し作成した。

イ 入学志願者の確保

入学志願者の確保に努めた結果、推薦入試および一般入試ともに前年度を上回る志願者を確保した。

※ 推薦入試： 226人 → 237人

一般入試： 2,252人 → 2,264人（前後期合計）

○授業評価アンケートの実施とレスポンスペーパーの導入

授業改善に資するため平成16年度から実施している授業評価アンケートについて、3年間の総括を行うとともに、その結果を平成19年度以降の実施に反映させるためアンケート項目の見直しなど改訂作業を行った。

また、学生の授業理解度の向上、教員とのコミュニケーションの向上等を目的として、平成19年度から各授業でレスポンスペーパーを導入することとした。

○図書館機能の強化

学生の自主的学習姿勢を育てる環境として図書館の役割を重視し、学生教育用図書コーナーを設けるなど蔵書の充実を図ったほか、電子ジャーナル、データベースのサービスを拡充した。また、ホームページに図書館ポータルサイトを設けるほか、館内ツアー(20回)、文献・蔵書検索ガイダンス(49回)を実施するなど利用者支援サービスの充実に努めた。

○就職支援に関する取組み

業界・企業研究会（10日間。参加企業207社）や公務員志望の学生のための公務員試験対策講座（5月～1月）などを実施し、学生の就職活動を支援した。

こうした取組みの結果、平成18年度卒業生の就職状況は、工学部で100%を達成するなど全体で96.1%を確保した。

○滋賀県立大学同窓会「湖風会」の設立

滋賀県立大学同窓会と旧短期大学の同窓会（4団体）との一本化を推進し、統一同窓会として滋賀県立大学同窓会「湖風会」の設立（平成18年11月11日。会員数約2万人）を支援した。

○業績を反映した研究費配分制度の導入

研究費の配分について教員の業績を反映した制度を構築し、教育、研究、地域貢献、学内貢献の各分野に関する各教員の自己評価に基づく評価結果に応じて一般研究費の配分を行った。この制度により一般研究費の50%は評価結果に基づく配分とした。

（評価比率）	・教育	50点	
	・研究	50点	
	・地域貢献	30点	
	・学内貢献	30点	合計160点

○日本電気硝子株式会社との包括協定の締結と寄附講座の設置

滋賀県立大学と日本電気硝子株式会社との間で、ガラス工学に関する研究・教育や技術力において知的資源、人的資源の交流・活用を通して、新たな幅広い協力関係を円滑に進めるとともに産業の発展と学術の振興を推進するため、産学連携の協力推進のための包括協定を平成19年2月9日に締結した。

この包括協定に基づき、平成19年度から工学部にガラス研究者・技術者の人材育成に取り組むことを目的とした寄附講座「ガラス製造プロセス工学」（総額1億円。3年間）を開設することとなった。

※ 協定の期間は、平成22年3月31日まで（更新可能）

また、ガラス製造技術に関する総合的な研究をするための「ガラス工学研究センター」を平成19年度に工学部に設置し、このセンターにおいて包括協定に基づく共同研究等を実施することとした。

※ ガラスに関する研究センターの大学への設置は、日本では本学のみ。

○公開講座等の開催

開かれた大学として地域の要望に応え、次のとおり公開講座、公開講演等を実施した。

ア	公開講座	春季公開講座（5回シリーズ）		
		秋季公開講座（2回シリーズ）	受講者	1,137人（延べ）
イ	公開講演	9月17日（日）実施	受講者	557人
ウ	移動公開講座	12月9日（土）実施	受講者	76人
エ	公開講義	大学の正規授業科目のうち179科目を一般に開放し、77科目・延べ195人の受講者があった。		
オ	琵琶湖塾	塾長：田原総一郎氏（ジャーナリスト）		
		塾生 333人	受講者	2,600人（延べ）

○地域づくり調査研究センターの設置

建学の理念である地域貢献をより一層推進するため、平成18年4月に地域づくり調査研究センターを設置した。センターには専任の研究員を3名配置し、地域づくり等の受託事業や調査研究を行うほか、琵琶湖塾をはじめとする人材育成事業を実施した。

○認定看護師講習の開催

職業人への高度な教育機会を提供するため、(社)日本看護協会による認定看護師機関としての認定を受け、病院等の医療施設で院内感染の防止など感染管理の実践や指導を行うことができる専門的な看護師を養成するための感染管理認定看護師教育課程を開設し、認定看護師を養成した。

受講者 25人

教育期間 平成18年10月1日～平成19年3月31日 延べ630時間

○学生による様々な活動成果 ～人が育つ大学としての成果～

滋賀県立大学が標榜する人が育つ大学を目指して、学生による様々な活動を支援した。とりわけ、本学のキーワードのひとつである「環境」に関しては、次に掲げるものをはじめとして学生の自主的な取組みの成果をあげることができる。

ア 湖風祭

水上のメインステージ設営をはじめとする準備から運営までのすべてを学生の手作りで行う大学祭「湖風祭」を3日間にわたり実施した。湖風祭は、地域の行事として定着し子どもからお年寄りまで多くの住民の参加があるほか、環境を標榜する大学ならではの取組みとして、Myはし企画、DRP（Dish Return Project）、ゴミらによるゴミ分別など環境にこだわった大学祭として地域に定着している。

イ ペロタクシー

学生と教員等でNPO法人五環生活を設立し、「五感」・「環境」・「暮らし」をコンセプトとして、環境とのかかわりを持つさまざまなライフスタイルを楽しみながら体験するとともに、社会に定着させていく取組みを進めた。平成19年3月からは国宝・彦根築城400年祭においてペロタクシー（自転車タクシー）を運行している。

ウ 環境省「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」の作成

環境省は平成18年度から地方公共団体向けのグリーン購入を促進するため「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を作成し、普及のための活動を行っている。この活動には、公認サークルの滋賀県立大学グリーンコンシューマーサークルが参加しており、ガイドラインの「3. 環境配慮型製品の選び方」の原稿作成を担当した。

※ グリーンコンシューマーサークルは、平成17年度にグリーン購入ネットワークが主催する第8回グリーン購入大賞の大賞を受賞している。なお、大学生でのグリーン購入大賞の受賞は制度創設以来初めてであった。

エ コープイン京都（ホテル）のエコマネジメントシステム（EMS）構築支援と環境報告書作成

公認サークルの環境マネジメント事務所（EMO）は、平成18年11月からコープイン京都を運営する全国大学生協連合会から依頼を受け、コープイン京都のKESの認証取得を支援するとともに、環境報告書を作成した。

※ EMOは、大学生協と連携し環境に配慮したシステムの構築を目指して結成された公認サークルで、滋賀県立大学生生活協同組合やJA東びわこにおけるISO14001をツールとしたEMS（環境マネジメントシステム）の構築を実践しており、平成17年度には第3回全国大学生環境活動コンテストでグランプリ・環境大臣賞を受賞している。

II 業務運営の改善および効率化に関する目標

中 期 目 標	1 運営体制の改善に関する目標 迅速な意思決定により、効果的な大学運営を行うため、学長のトップマネジメントによる運営体制を構築するとともに、学外者の積極的な登用を図り、意思決定プロセスの透明性の確保や開かれた大学運営を確立する。 また、大学としての重点項目を定め、有効に学内資源を配分するシステムを構築する。
	2 教育研究組織の見直しに関する目標 効率的な教育・研究を推進するために、教育研究組織の継続的な見直しを行い、教育研究の進展や社会の要請に応じた学部・学科等の再編を行う。
	3 人事の適正化に関する目標 柔軟で弾力的な人事制度を構築するとともに、教職員の業績に対する評価制度の導入を図り、競争的環境の中で人事の適正化を図る。 また、事務職員については、大学運営の専門職能集団としての機能が発揮できるような採用・人材養成方法を導入する。
	4 事務の効率化・合理化に関する目標 限られた人材資源を最も効果的に運用して、活発な教育研究活動および迅速・機動的な大学運営を支える事務組織を編成する。

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備 考
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置						
(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策						
93	・理事長および理事で構成する「役員会」を機動的に運営し、重要事項を迅速に決定する。	・定款に基づき、役員会を設置し、定例開催を行う。	法人化初年度として、月2回の役員会を定例化し、法人諸規程や中期計画・平成18年度年度計画、平成18年度予算執行方針の決定、平成18年度中間決算報告の承認など重要事項について、迅速に審議・決定した。さらに毎週火曜日3時間程度定例の「役員会議」を開催して、役員会等の付議事項や重要施策の協議や情報交換を行った。	○ p33	IV	
94	・理事長を補佐するため、大学運営の重要テーマ等に応じて担当理事を配置する。	・定款に基づき、理事を配置し、法人の業務に呼応した担当業務を位置づける。	4人の理事を配置し、総務、教育、研究・評価、地域貢献・渉外を担当させた。また、年度計画に掲げていなかった学長補佐制度を導入した。	○ p33	IV	
95		・全学委員会を見直し、再編・統合を行うとともに、主要な委員会の委員長に担当理事を充て、効率的・機動的・戦略的な運営体制を構築する。	全学委員会の委員長に担当理事を充て、効率的・機動的・戦略的な運営体制を構築した。今後、全学委員会については学部長等の負担の軽減、委員会の職階等を含めて、再編・統合について検討を行う。		III	
96	・企画・広報部門を強化し、大学のトップの体制を支援するとともに、社会に対する情報発信を積極的に行う。	・大学のミッションを明確に打ち出し、社会に対する情報発信を積極的に行うため、企画広報部門を強化する。	企画広報を所掌する経営戦略グループを新設することにより、企画広報部門を強化した。		III	

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
97	・理事長および理事ならびに学部長等で構成する「連絡調整会議」を置き、学部等の意見が反映されるよう努める。	・役員と学部長等で構成する連絡調整会議を設置し、法人決定事項を円滑に施行するとともに、学部等の意見を法人運営に反映するようなしくみを構築する。	連絡調整会議を設置し、月2回開催することにより、法人決定事項を円滑に施行するとともに、学部等の意見を法人運営に反映するようなしくみを構築した。		Ⅲ	
(2) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策						
98	・学部長等の職務・権限の強化を図る。	・学部等の教員人事は、人事計画の範囲内で学部長等に付託するほか、学部長等の推薦に基づき学内の職を任命するなど学部長等の権限を明確にする。	公立大学法人滋賀県立大学に置く職およびその選考に関する規程を制定し、学部等の教員人事は、人事計画の範囲内で学部長等に付託するほか、学部長等の推薦に基づき学内の職を任命するなど学部長等の権限を明確にした。		Ⅲ	
99	・教授会の審議事項は、学部・研究科等の教育研究に関する事項に精選し、学部長等を中心とした迅速で機動的な学部運営を行う。	・教授会の審議事項は、学部・研究科等の教育研究に関する事項に精選する。	法人化前の教授会においては、規程の制定改廃に関する事項、予算に関する事項等も審議していたが、法人化後は教授会の審議事項を、学部・研究科等の教育研究に関する事項に精選した。		Ⅲ	
(3) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策						
100	・役員や審議機関委員への学外者の積極的な登用を図る。	・常勤役員にも学外者を起用するほか、非常勤役員の任用を行う。また、定款に基づき、経営協議会は構成員の半数、教育研究評議会には3名の学外者を委員として任用する。	法人化に際し、次のとおり学外者を任用した。 ・外部からの常勤役員 2名 (副理事長、地域貢献・渉外担当理事) ・非常勤理事 2名 ・経営協議会外部委員 5名 ・教育研究評議会外部委員 3名	○ p33	Ⅲ	
(4) 内部監査機能の充実にに関する具体的方策						
101	・内部監査機能の強化を図るため、「監査室」を設置する。	・内部監査体制として理事長直轄の監査室を設置し、会計監査人、監事と連携しながら内部監査を実施し、業務改革を推進する。	平成18年4月に理事長直轄の監査室を設置し、平成18年10月、科研費に関する内部監査を実施し、さらに平成18年12月、法人化への移行が適法・適正に行われていることを観点に内部監査を実施し、関係者に対し必要な指導を行った。		Ⅲ	

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備考
(5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策						
102	・地域社会の発展に貢献しうるプロジェクト研究ならびに新任教員および若手教員の育成等、戦略的な観点から予算の重点配分等が実施できる学内資源配分システムを構築する。	・戦略的な教員配置とするため、教員の学長管理枠を設ける。	今後の教育・研究組織等の再編に柔軟に対応でき、かつ、重要性和緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため、平成18年度教員定数の5%（11名）を学長管理枠として確保し、学長がその運用を管理することとした。	○ p33	IV	
103		・特別研究費を措置し、プロジェクト研究および若手教員に対し、研究費を重点的に配分する。	特別研究費に一般研究費の一部を加えて、プロジェクト研究および若手教員に対する研究費の配分を見直した。		III	
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置						
(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策						
104	・一定数の教員定員を大学全体枠として留保し、社会の要請や教育・研究の進展に応じた研究分野および学科・専攻の柔軟な組織再編や新分野の設置を検討する。特に、博士前期課程の定員は社会の要請に応じて見直しをするとともに博士後期課程については、定員と指導担当教員を再検討し、全学的に組織等を見直す。	・公立大学法人として地域社会の要請に応えていくとともに、教育研究分野の進展状況を的確にとらえて、研究分野および学科・専攻等の組織の再編や新たな研究分野の設置について柔軟に対応していくために、全学的検討組織である教育・研究組織再編委員会を設置する。	教育・研究組織再編委員会を設置し、再編検討テーマについて検討に着手し、工学部再編の方向を確定した。	○ p33	III	
105	・効率的な教育・研究を推進するため、研究マネジメントを行える人材を確保する。	・研究を業務として所管する理事を配置し、法人としてのマネジメントを行う。	研究担当理事を配置し、大学院人間看護学研究科の開設および工学部新学科の設置準備等を行った。		III	
(2) 教育研究組織の見直しの方向性						
106	・人間看護学部大学院を設置する。	・全学的検討組織である教育・研究組織再編委員会を設置する。	大学院後期課程の再編等に向けて、全学的検討組織である教育・研究組織再編委員会を設置した。		III	
107		・人間看護学研究科の平成19年度開設に向けて、大学院設置認可申請書の提出や学生募集等を行う。	平成19年度開設に向けて、平成18年6月に人間看護学研究科設置認可を申請し、11月30日に設置認可された。学生募集をおこなった結果16名の出願者があり13名を合格とした。	○ p25	III	
108	・工学部の組織を見直し、電気・電子・情報系学科を設置する。	・工学部に電気・電子・情報系学科を設置するため、検討委員会を設置し、新学科の教育内容および運営体制を確定するとともに、新学科設置に必要な寄附金等を獲得するための渉外活動を展開する。	工学部再編小委員会を設置し、新設する電子システム工学科の教育内容および運営体制を確定した。また、新学科設置に必要な寄附金等を獲得するための渉外活動を展開し、平成19年度に工学部に寄付講座を開設することにした。	○ p26	III	

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備考
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置						
(1) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策						
109	・法人の自律的な管理のもとで適正な定員管理を行う。	・法人の自律的な管理のもとで適正な定員管理を行う。	教育・研究組織等の再編に柔軟に対応し、重要性和緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため、学長管理定数（11人）を設定し、自立的な定員管理を行った。	○ p33	Ⅲ	
110	・明確な選考基準を設け、優秀な人材を積極的に登用する。	・人事方針において、法人が望む人材像を明確にし、職種ごとに選考基準の策定に着手する。特に学校教育法改正に伴う職名変更には的確に対応する。	中長期的な観点に立った適切な人員管理を行うため、人事方針を策定し、原則公募制、事務局の法人職員の採用等、法人が望む人材像を明確にした。また、学校教育法改正に伴う職名変更については、他の公立大学の状況および本学の現状を勘案することにより移行方針を策定し、的確に対応した。		Ⅲ	
(2) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策						
111	・教員の採用は原則として公募制とする。	・人事方針において、採用時原則公募を明確に定める。教育研究評議会および役員会において採用時公募の点検を行う。	人事方針に従い、将来構想（人間看護学研究科開設）に沿った戦略的人事以外の教員は、13名全てを公募により採用した。		Ⅲ	
112	・任期制や年俸制の導入については、給与上の優遇措置を含めて検討する。	・任期制や年俸制については、導入することのメリット、デメリットを抽出し検討に着手する。	平成18年9月1日に開設された大学院博士前期課程近江環地域再生学座において任期制の適用ポストを拡大するとともに、平成19年度に開設するガラス工学研究センターについても、任期制を導入した。		Ⅲ	
(3) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策						
113	・適正な業績・成果評価のための制度を構築し、業績・成果主義に基づく人事システムの導入を検討する。	・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的指数により評価し、その結果に基づき一般研究費を配分する。	教員の教育、研究、地域貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的指数により評価し、その結果に基づいて一般研究費を配分した。	○ p26	Ⅲ	
(4) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策						
114	・産学官連携や地域貢献活動を促進するため、兼職・兼業規制の見直しを検討する。	・研究成果活用兼業なども含めた兼業規程を制定する。兼業手続きについても軽易なものについては届出を可とするなど簡略化する。	兼業規程を制定し、軽易なものの兼業手続を届出を可とするなど手続の簡略化を図り、柔軟で多様な人事制度の構築を行った。 (許可311件、届出96件：平成19年3月末現在)		Ⅲ	
115	・教育研究に従事する職務の特殊性に鑑み、裁量労働制を導入する。	・教員の裁量労働に関する課題点を明確にしつつ、労使が十分に議論を行い、裁量労働に関する協定を締結する。	労使が十分に議論を行い、裁量労働制に関する協定を締結した。		Ⅲ	
116	・特別研究員制度（サバティカル制度）の導入について検討する。	・研究従事時間の確保の観点から、サバティカル制度の導入を検討する。	他大学の特別研究員制度の導入状況を調査した。		Ⅲ	

	中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備 考
	(5) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策						
117	・男女共同参画の観点から女性教員の積極的な採用を行うとともに外国人教員の採用の促進に努める。	・教員の人事計画については、女性、社会人、外国人の採用拡充に言及した内容とする。	女性、外国人等の教員の採用を促進するため、女性、社会人、外国人の採用拡充に言及した人事方針を策定した。		II		
	(6) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策						
118	・当面、県からの派遣とするが、法人職員の計画的な雇用を行い、事務体制の強化を図る。	・滋賀県派遣職員を減じ、法人職員に切り替える事務局人事計画を策定する。	人事方針に従い、滋賀県派遣職員を減じ、法人職員に切り替えるため、教務、学生就職支援の部門において、平成19年度に法人職員2名を採用することとした。		III		
119	・事務職員の大学運営にかかる能力開発を図るため、私立大学を含む他大学との交流等について検討する。	・大学行政研究・研修機関に参加するとともに、他大学との交流等について検討し、実施する。	事務職員の大学運営にかかる能力開発を図るため、立命館大学行政研究・研修センター主催の「大学幹部職員養成プログラム(後期 Semester)」に聴講生として職員1名を参加させた。		III		
	4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置						
	(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策						
120	・常に各部門の機能および組織編成のスクラップアンドビルドを行い、簡素で効率的な組織を構築する。	・簡素で効率的な事務組織を構築するため、役員会や経営協議会、監事監査等の議論を踏まえて常に事務組織の機能の見直しや組織再編の検討を行う。	交流センター、地域産学連携センター、地域づくり調査研究センターを統括する事務局として、地域貢献研究推進グループを設置した。また、簡素で効率的な事務組織を構築するため、学生支援センターの設置について検討した。		III		
	(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策						
121	・事務の集中化および効果的なアウトソーシングの実施により、効率的な事務体制を構築する。	・効率的な事務体制を構築するために、事務の集中化と効果的なアウトソーシングについて調査検討する。	授業評価アンケート集計に係る労力と時間を軽減し、より深い分析が可能となるようアンケート結果の集計・分析作業を平成19年度からアウトソーシングすることとした。		III		

業務運営の改善および効率化に関する特記事項

○法人運営体制の整備に関する取組みに関する特記事項

ア 役員会議の設置

定款で規定されている役員会のほか、理事長、副理事長、理事（常勤）、理事長補佐で組織する定例の役員会議を設置し、毎週火曜日に定例的に開催（3時間程度）し、役員会等への付議事項や重要施策の協議のほか情報交換を行った。

イ 学長補佐の設置

学長の補佐機能を充実するため学長補佐を設置するとともに、隔週水曜日に学長補佐会を実施した。

○学外の有識者等の登用にに関する特記事項

ア 学外からの理事の登用

理事（常勤）のうち1名を公募し民間企業経営経験者を登用するとともに、学外者2名を非常勤理事として登用するなど、大学運営に外部の意見を反映させる仕組みを構築した。

イ 経営協議会および教育研究評議会への学外委員の登用

経営協議会の委員として有識者、経済界、マスコミ関係、大学OBの各分野から5名を、教育研究評議会の委員として高校関係者、研究機関、看護関係者の各分野から3名を学外委員として登用し、大学運営に外部の意見を反映させる仕組みを構築した。

○学長管理枠の導入

今後の教育・研究組織の再編に柔軟に対応し、かつ、重要性と緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため教員定数の5%（11人）を学長管理枠として確保し、学長がその運用を管理することとした。

（学長管理枠の使途）

- ・学科、専攻の新設に伴い必要になるポスト
- ・学部、学科横断的な教育研究組織の設置に伴い必要になるポスト
- ・全学共通基礎科目の教育の充実のために必要になるポスト
- ・学長が大学の戦略的運営のために必要とするポスト

○工学部再編に向けての取組み

「ものづくり」のための技術者の養成に必要な工学教育、公立大学ならではの地域産業界への貢献をより一層果たすため、工学部に電子システム工学科を平成20年度に新設するとともに、既存の材料科学科および機械システム工学科の再編を行い、3学科の協力・連携体制を強化することとした。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

中期目標	1 公正で効率的な財務運用に関する目標 限られた資源を効率的に配分し、使いやすく、無駄のない財務運用に努めるとともに、財務情報を積極的に公開し、公正な財務運用に努める。
	2 自己収入の増加に関する目標 授業料や入学料収入の確保・増加を図るとともに、各種外部研究資金の受け入れの増加を図る。 また、収入を伴う自主事業の拡大と適切な料金の設定により自主財源の充実を図る。
	3 経費の抑制に関する目標 管理運営業務の効率化を図り、管理的経費の削減に努める。
	4 資産の運用管理の改善に関する目標 資産を運用し管理する体制を整備し、効果的効率的な資産活用を図る。

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備 考
1 公正で効率的な財務運用を達成するための措置						
(1) 限られた資源を効率的に配分するための措置						
122	・研究費は最大の効果が上げられるよう、期待される成果を勘案して配分する。	・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的指数により評価し、その結果に基づき一般研究費を配分する。	教員活動を客観的指数により評価し、その結果に基づいて一般研究費を配分した。	○ p26	IV	
(2) 公正な財務運用を担保するための措置						
123	・財務情報をわかりやすく加工し、県民・学生および教職員などに対して公表する。	・掲載する財務情報の内容、体裁等を決定する。	他大学の財務情報の公表事例を参考に提供内容、体裁を工夫検討し、所定の財務諸表以外にも、主要な項目について投資額が実感できるような方式を定め、決算報告時に報告することとした。		III	
124	・研究費・実験実習費の内容を学内外に公開する。	・研究費等の公開する内容を決定する。	各学部等ごとの研究費、実験実習費の内容を学内外に公開することとした。		III	
(3) 使いやすく、無駄のない財務運用を可能にするための措置						
125	・事務手続き等の電子化、ペーパーレス化を図り、事務の効率化、経費の節減を図る。	・財務システムの電子化を図る。	財務システムを導入し、電子化を図った。また、不用な資料は、環境等への配慮、節約の観点から打ち出さないこととした。		III	

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
126	・研究費・実験実習費を実態に合わせて使いやすくする。 ・法人化に伴い、研究費等の発注から支払いまでの手続きを簡素化し、手順書を作成する。 また、従来では対応できなかった支出方法を取り入れる等、実態に合わせた柔軟な対応を実施する。	発注方法、支払い方法を簡素・合理化し、手順書を作成のうえ、教員等説明会で周知した。 また、法人化前は対応できなかった、①立替払、海外クレジット払い、②院生等への旅費実費支給、③小口現金の活用等の導入により、柔軟な対応を可能にした。		Ⅲ		
2 自己収入を増加するための措置						
(1) 授業料・入学金収入を確保・増加するための措置						
127	・授業料・入学金は教育の機会均等や公立大学の役割、学生の確保などを勘案して、適切な水準に定める。	・他の国公立大学の基準等を参考に収入面からみた授業料の適正な水準を検討する。 ・授業料収入の100%確保を目指す。	他の国公立大学の授業料情報を収集し、料金の上限を定め認可を受けた。 なお、独自措置として、近江環人地域再生学座の科目等履修生にあっては、学生の確保、地域貢献度等を考慮し、半額を減免した。 債権管理規程を設けた。また、教職員の連携ならびにグループ間の連携による学生情報の正確な把握、記帳の徹底を行って、延滞の未然防止と未収授業料の回収を図り、徴収率100%を達成した。		Ⅲ	
128				Ⅲ		
129	・大学院の学生定員の充足に努める(特に博士後期課程)。	・教育研究内容の充実と広報活動の強化により、学生定数の充足に努める(特に博士後期課程)。	教育・研究組織再編委員会を立ち上げ、博士後期課程学生増につながる博士後期課程の再編の方向性を審議した。		Ⅱ	
(2) 外部資金受け入れの増加に関する目標を達成するための措置						
130	・科学研究費補助金、公募型プロジェクト研究等の競争的外部資金の獲得に向け、積極的な応募を奨励する。	・科研費補助金および公募型研究経費への申請は一般研究費配分の評価項目とする。また、外部資金確保のための支援体制を整備する。	科学研究費補助金および公募型研究経費への申請を一般研究費配分の評価項目とした。また、地域貢献研究推進グループに研究推進担当において、外部資金359,008千円の獲得を支援した。	○ p38	Ⅲ	
131	・外部研究資金の申請や報告書作成に必要な事務手続きに関する全学的な協力体制を整備する。	・事務組織を見直し、研究を支援する事務グループを新たに設置する。	外部資金への申請や報告書作成など事務手続きに関する支援を地域貢献研究推進グループの研究推進担当において行うこととした。		Ⅲ	
132	・研究や活動内容をデータベース化し、外部に対して積極的な広報活動を行う等により、共同研究費、受託研究費等の受入を促進する。	・研究や活動内容のデータベース化および外部に対する積極的な広報活動等、共同研究費、受託研究費等の受け入れを促進する。	研究者の既存データを入力し(人名、成果)、電子データとして整備した。今後外部からの本データの活用方法について検討し、研究費の受け入れ促進への取り組みに着手する。		Ⅲ	

	中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
133	・外部研究資金への申請、採択および獲得額の状況を、毎年度、学部等別に整理し、公表する。	・外部研究資金への申請、採択および獲得額の状況を、毎年度、学部等別に整理し、役員会等に報告するとともに公表の方法について協議する。	競争的外部資金の申請状況、採択結果について、毎年度、学部別に整理し、役員会、教育研究評議会などで報告した。		Ⅲ		
134	・積極的に外部研究資金を導入した研究者を研究費配分の面を含めて優遇する制度をつくる。	・積極的に外部研究資金を獲得した教員への優遇措置を図る。	当面、外部研究資金の獲得を研究費配分の評価項目に挙げることに留まっているが、より積極的な優遇策について他大学の状況を調査することとした。		Ⅱ		
135	・外部研究資金の受入に際しては適切な間接経費を賦課し、経理担当者や産学連携コーディネーターを配置するなど、大学全体の視点から外部資金受け入れ増加のために活用できる予算を確保する。	・研究経費に対する適切な管理的経費の比率について検討するとともに、これまで管理的経費を賦課していなかった奨励寄付金について、研究費の原則として10%に相当する額を管理的経費として徴収する。	今まで賦課してなかった奨励寄付金についても10%の間接経費を賦課徴収した。		Ⅲ		
(3) 公開講座から収益の得るための措置							
136	・公開講座の受講料の基準を定め、有料としうるものについては適切な講習料を徴収する。	・公開講座の有料化について検討する。	運営委員会で、資料代程度の料金を徴収すべきとの意見にもとづき、他大学の調査や、受講者意向アンケートを実施して、平成19年度から1回あたり500円の受講料を徴収することとした。		Ⅲ		
(4) 大学施設利用を有料化するための措置							
137	・交流センター、講義棟、体育・スポーツ施設などの有料開放の是非を検討し、可能なものから実施する。	・交流センター、講義棟、体育・スポーツ施設などの有料開放の是非を検討し、可能なものから実施する。	学内の教育・研究施設の開放、研究室の学外への公開を推進するため、平成18年4月から共通講義棟および交流センターの有料開放を実施した。引き続き他の施設についても開放について検討していく。 (利用実績：延べ262部屋、実質47日、貸付収入額1,230千円)	○ p38	Ⅲ		
138	・駐車場使用料の徴収については是非を検討し、可能であれば実施する。	・駐車場使用料の徴収については是非を検討し、可能であれば実施する。	環境整備・交通問題等委員会で駐車場のあり方について、検討中である。		Ⅲ		
(5) 広く一般から寄付を募るための措置							
139	・一般からの寄付を受け入れる窓口を整備する。	・寄附金規程を整備する。	寄附金規程を整備した。また、特定目的をもった寄附金の取り扱いについて「学術文化振興基金」を設置した。		Ⅲ		
(6) 不要品等の売却から収益を得るための措置							
140	・不要品等のうち売却可能なものについては、なるべく売却する。	・本来機能を果たさなくなったものでも再利用できるものについては下取りに出す等により収益化を図る。	OA機器等370点の処分を実施した際、引き取り価値のあるものは業者に見積らせ、処分費と相殺して処分費用の軽減を図った。		Ⅲ		

	中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会評価	備 考
	3 経費を抑制するための措置						
	(1) 人件費を抑制するための措置						
141	・非常勤講師費の削減を図る。	・カリキュラムの編成を再検討し、非常勤講師費の削減に努める。	平成19年度に向けて、非常勤講師費の削減に努めた。対前年度比 マイナス9.4%		Ⅲ		
142	・派遣職員・業務委託の活用を進める。	・業務の点検を行い、アウトソーシング可能な業務を抽出する。	業務の点検を行い、事務局人事計画の策定検討と併せて、アウトソーシング可能な業務の抽出について検討を行った。		Ⅲ		
	(2) 光熱水費を抑制するための措置						
143	・省エネの可能性を検討し、光熱水費の削減を図る。	・ESCO事業等光熱水費の節減につながる方策を検討する。	県の省エネルギー推進マスタープランに沿って、平成19年度からのESCO事業実施を前提に、省エネルギーセンターの診断を受けた。		Ⅲ		
	(3) 物品購入費を抑制するための措置						
144	・一括購入を進めるなど購入方法を見直し、購入費を抑制する。	・OA機器等について、学内ネットワークで統一的な基本仕様を示し定期的に一括購入する。	OA機器等について一括購入を実施した。今後も同様の仕様で一括購入していく。		Ⅲ		
145	・所有備品、物品購入に関する情報の共有化により経費の削減を図る。	・財務システム上の管理物品や固定資産リストを、学内ネットワークを利用して公開し、共有化を図る。	財務システム上の管理物品や固定資産リストを作成し、学内ネットワークを利用して共有化できる環境を整備した。	○ p38	Ⅲ		
	(4) 業務委託費を抑制するための措置						
146	・契約方法、契約内容の見直しを積極的に行い、業務委託費を抑制する。	・随意契約は見積り業者数を増やす等工夫をし、競争入札についても適合するかどうかを検討する。仕様内容を詳細にしたり、複数年契約を検討する。	契約方法を工夫することにより、委託費の抑制に努めた。 [主な実績] ①企業向け本学PR誌の印刷 一者随契→複数者見積もり ②外国雑誌の購入 一者随契→複数者見積もり 約1,000千円(対前年度3.2%)節減 ③複写サービス(機器利用)随契→指名競争入札 従来額の約1/3に節減		Ⅲ		
	4 資産の運用管理を改善するための措置						
147	・余裕金は安全を旨として運用・管理する。	・余裕金の運用を定めた資金管理規程を整備し、運用する。	資金管理規程を設けるとともに、資金計画を作成し、当面の余裕金は定期預金で運用した。また、預金利率についても預け入れの都度、金融機関と交渉し、有利な条件となるよう努めた。		Ⅲ		
148	・大型研究用機器等の情報を共有化し、可能な限り共同利用に努める。	・財務システムに蓄積された高額研究機器等の保有情報を学内ネットワークを利用して公開し、共有化を図る。	財務システム上の管理物品や固定資産リストを作成し、学内ネットワークを利用して共有化できる環境を整備した。	○ p38	Ⅲ		
149	・研究スペースを効率的に利用するための制度を検討する。	・教員研究室、実験室、共用スペース等の使用実態の把握に努める。	平成17年度に行った教員研究室、実験室、共用スペース等の実地調査結果に基づき使用実態の把握に努め、施設の有効利用に努めた。		Ⅲ		

財務内容の改善に関する特記事項

○施設・設備の有効利用に関する取組み

施設の貸し付けに関する規程を新たに制定し、大学施設の有効利用を推進した結果、平成18年4月から共通講義棟および交流センターを有料開放し、延べ262部屋の貸出しがあり、1,230千円の貸付収入があった。

このほか、財務関係システムを整備することにより、管理物品や固定資産のリストを学内ネットワークを通じて共有することにより、設備の有効利用を促進する環境を整備した。

○外部資金の獲得

財務基盤の安定強化に向け、地域貢献研究推進グループを設置し、外部資金の獲得に努めた。その結果、資金の獲得額は平成17年度に比べ大きく増加した。

ア 科学研究費補助金	44件	143,780,000円	(平成17年度:34件 127,860,000円)
イ 受託研究	42件	87,020,767円	(平成17年度:22件 86,248,590円)
ウ 共同研究	34件	32,952,000円	(平成17年度:29件 17,935,000円)
エ 奨励寄附金	31件	22,090,000円	(平成17年度:53件 40,040,000円)
オ 寄附講座	1件	40,000,000円	
カ 文部科学省補助金 (現代G P、近江環人)	2件	33,166,000円	(平成17年度:1件 13,500,000円)
合計	154件	359,008,767円	(対前年度比73,425,177円の増加)

○寄附金の継続的獲得に向けての取組み

ア 寄附金受入体制の整備

寄附金受入体制を整備し、新たに滋賀県立大学学術文化振興基金を設置した。このうち工学部の教育研究の充実を目的として寄附されるものを「滋賀県立大学工学部振興基金」として取り扱い、企業、卒業生、保護者等に対して広く寄附を募ることとした。

イ 工学部支援会(仮称)の創設

工学部振興基金への継続的・安定的な寄附金を募るため、工学部との連携・交流事業と工学部振興基金への寄附を目的とする継続的に寄附金を募るため、工学部支援会(仮称)を平成19年度に設けることとした。

このため、平成18年度は、プレ事業として工学部企業研究会を工学部主催で開催(3日間)するとともに、参加企業(108社)と工学部教員の懇談会を開催した。

IV 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標

中期目標	1 評価の充実に関する目標 自己点検・評価および外部評価を厳正に実施するとともに、評価結果を教育研究および大学運営に反映させる。
	2 情報公開等の推進に関する目標 教育研究活動状況やそれらの優れた成果、さらに大学運営等に関する情報を積極的に発信する。

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置						
(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策						
150	・評価体制および評価支援組織の充実を図り、厳正な評価を実施する。	・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的指数により評価する。	厳正な評価を実施するために、各学部等の実態にあった評価項目となっているかを連絡調整会議等で調整し、研究費配分に関わる教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的指数を全学的に定め、評価を実施した。	○ p26	III	
151	・教育、研究、地域貢献、大学運営等の項目について教員の業績を評価するシステムを構築し、評価結果を自己点検・評価および第三者評価・外部評価に反映させる。	・認証評価機関による評価を念頭に、総合的な評価方針を検討する。	自己評価委員会において、今後のスケジュールと方針を審議し、平成20年に自己評価を実施し、平成21年に大学評価・学位授与機構へ認証評価を申請することを決定し、そのための年次計画を策定した。	○ p41	IV	
(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策						
152	・評価結果を学内外に公表するとともに、改善が必要な事項については各層からの意見・改善提案を収集するシステムを構築する。	・外部委員が参画する会議において、意見・改善提案を収集するとともに、評価結果をホームページを通じて公表する。	外部評価は平成20年度の自己評価にあわせて実施することとしている。 すでに平成17年度に実施した外部評価の結果とそれに対する対応については、ホームページに公表したが、反映されていないところもあるので、再度検討する。		III	
153	・評価結果は研究費等の配分、人事・給与・研修等に反映させる。	・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的指数により評価し、その結果に基づき一般研究費を配分する。	教員の活動を評価結果に基づき一般研究費を配分した。	○ p26	III	

中 期 計 画	年 度 計 画	判 断 理 由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の 有 無	自 己 評 価	評 価 委 員 会 評 価	備 考
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置						
154	・ホームページにより、シラバス等の教務学生情報および教育研究者情報等を積極的に発信する。	・ホームページに講義概要情報等を新たに掲載するなど、教務学生情報、教育研究者情報等の充実に努める。	平成18年7月にホームページを改訂し、在学者向けメニューを新設し、講義概要等プログラム、キャンパスライフ、就職情報等の内容を整理充実して掲載した。	○ p41	Ⅲ	
155		・それぞれの教員が大学広報者としての自覚のもとに、新聞、テレビ、雑誌などで研究、教育、地域貢献などの活動を積極的にPRする。	各教員が教育、研究、地域貢献などの活動を広報担当を窓口で報道機関に積極的にPRしたことから、本学の新聞掲載記事は、対前年度比約27%上昇した。	○ p41	Ⅲ	
156		・個人情報については、慎重に取扱い、その保護に努める。	滋賀県個人情報保護条例の実施機関として、適正な運用を行うため、個人情報保護規程を制定し、適切な保護を行った。		Ⅲ	

自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

○認証評価に向けた取組み

認証評価機関による認証評価を念頭に、認証評価、自己評価、外部評価、法人評価に対応するための総合的な評価方針を策定した。これに基づき、認証評価は平成22年度に大学評価・学位授与機構の評価を受けるとともに、自己評価を3年ごとに実施することとした。

○大学ホームページの全面更新

ユーザビリティ（使いやすさ）と掲載情報の充実を図るため、大学ホームページを全面更新した。更新後のホームページは、(株)日経ビーピーコンサルティングが実施した全国200の国公立大学を対象としたウェブサイトのユーザビリティ（使いやすさ）に関する調査で、総合スコアが国公立大学中19位との評価を得た。

○広報活動の強化

マスコミ関係者との情報交換会を実施するなど広報活動を強化し、戦略的に展開した結果、本学を取り扱った新聞記事は前年比27%増加した。また、法人化後1年の大学改革の成果を新聞広告（平成19年3月27日）により県内外にPRした。

V その他業務運営に関する目標

中期目標	1 施設や設備の整備・活用等に関する目標 誰にでも優しい施設整備を目指すとともに、質の高い教育研究活動を展開するため、土地、建物、設備等を全学的観点で高度有効活用を図る。
	2 安全管理に関する目標 安全な教育研究環境の確保および管理体制の確立を図る。
	3 人権の啓発に関する目標 教職員と学生の人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。

中期計画	年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己 評価	評価委員 会 評価	備 考
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置						
157	・土地、建物、設備等の活用状況に関する点検・評価を行い、有効活用と誰もが利用しやすい施設として整備を行い、環境と共生し調和するエコキャンパスの構築に努める。	・淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、施設点検を行い、スロープの設置、段差の解消等、施設の快適な利用に資するよう改善する。	施設点検を行い、スロープの設置、段差解消等必要な整備を行った。 (8か所 3, 307千円)	○ p43	III	
158		・学内施設を教育研究に支障のない範囲で広く利用に供し、資産の効率的利用を図る。	平成18年4月から共通講義棟および交流センターの有料開放を実施した。引き続き他の施設についても開放について検討していく。 (利用実績：延べ262部屋、実質47日、貸付収入額1,230千円)	○ p38	III	
159		・省エネルギーの啓発を行う。	次に掲げる取り組みを行った。 ① 各学部、グループによる目標を設定し、全学を挙げて取り組んだ。 ② 学生の協力による「消し回り隊」を発足させた。 ③ 体育館に自動消灯機器を設置した。 ④ 学生食堂の卓上板で広報啓発をした。	○ p43	III	
2 安全管理に関する目標を達成するための措置						
160	・労働安全衛生法等に基づき、学生および教職員の安全教育や健康管理、災害防止体制の整備を行う。	・産業医と連携を図り、衛生委員会を発足させ法人の安全管理体制の早期構築を図る。	衛生委員会を原則毎月開催するほか、産業医による職場巡視を原則月1回行うなど、職場の安全および健康の確保を行った。		III	
161		・危機管理システムの構築を図る。	法人化に伴い、新たに防災組織整備計画を策定し、自然災害発生時における応急的対策を実施する非常配備体制を整備した。		III	
162		・危機管理や法令遵守に関連する研修を開催し、意識の向上を図る。	全学を対象に防災総合訓練を実施(2回)するとともに、法令遵守に関連する研修を開催し、意識の向上を図った。		III	
3 人権の啓発に関する目標を達成するための措置						
163	・教職員や学生に対する人権啓発研修の充実を図る。	・人権問題委員会を中心として、法人内の人権感覚を高め、人権に関する研修会を開催する。	全学的に人権問題研修会を開催(平成19年1月25日)するとともに、各部局においても人権に関する研修会を開催し、法人内の人権感覚の高揚を図った。		III	

その他業務運営に関する特記事項

○省エネルギーの推進

省エネルギーの推進の一貫として、公認学生サークルの環境マネジメント事務所（EMO）による「EMO消し回り隊」を発足した。「EMO消し回り隊」とは、学生による省エネ実働部隊と言えるもので、平成18年7月から学舎施設を巡回（2人1組の5班体制で週2回、1時間30分程度）して、照明の点灯状況を調査するとともに、点灯不要な照明を消灯し電気使用量の節減に努めた。7月からの9か月間の取組みで、調査を行った講義棟では24%の電気量削減を達成した。

また、このほかにも省エネルギーの推進に関する取組を進めた結果、大学全体の光熱水費は前年度に比べ8.4%の削減を達成した。

○施設設備の整備等に関する取組み

ア 施設の整備・改修等

淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき大学施設を点検し、体育館アプローチの段差の解消など8箇所の改修を行った。また、南駐車場、学内歩道等の照明器具を交換し照度を向上させて学内の防犯対策に努めた。

さらに、駐車場の運用ルールを変更し、来学者用駐車スペースの安定確保に努めた。

イ 設備の更新

学生の教育環境の向上のため、講義室10室についてブラウン管モニターからプラズマモニターに更新した。

○環境マネジメントに関する取組み

ISO14001の認証は法人化前の平成16年度に既に取得しているが、平成19年3月6日に登録更新した。また、平成19年度から全学共通科目（人間学）である「環境マネジメント総論」を必修科目とし、大学が定めた滋賀県立大学環境指針を全学生に説明することとした。

○U I（University Identity）の構築に向けた取組み

大学のアイデンティティを構築するためU Iプロジェクトチームを設置し、「しゃべり場県大」を開催するなどU I構築に向けた提言を行った。

○OECD訪問調査団の受入れ

OECD（経済協力開発機構）の高等教育政策レビュー調査団が来日し、平成18年5月15日（月）～24日（水）までの10日間にわたり、東京大学、京都大学、慶応大学をはじめとする全国9カ所の大学・研究機関を調査した。滋賀県立大学は5月22日（月）に調査団の訪問があり、地方公立大学としての調査を受けた。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

※ 財務諸表および決算報告書等を参照

VII 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績	
164 1 短期借入金の限度額 7億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。	1 短期借入金の限度額 7億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。	なし	

VIII 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績	
165 なし	なし	なし	

IX 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績	
166 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善に充てる。	なし	

X 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

	中期計画	年度計画	実績
	1 施設・設備に関する計画		
167	<p>○施設・設備の内容 工学部新学科校舎施設設備</p> <p>○予定額 総額 1,400百万円</p> <p>○財源 運営費交付金および施設整備費補助金</p>	<p>○施設・設備の内容 工学部新学科校舎施設設備</p> <p>○予定額 総額 8百万円</p> <p>○財源 運営費交付金</p>	<p>基本構想の策定を基本的に学内の関係者で対応したため、1百万円程度で執行できた。</p>
	2 人事に関する計画		
168	<p>公立大学法人滋賀県立大学が望む教職員像、人事の原則などについて策定する「人事方針」に基づいて、自律的な定数管理による人事計画を策定し、法人の中期目標を達成するために行う全ての教育研究業務および法人運営業務の活性化に資する人事制度を運用する。</p> <p>その際には、外部資金を積極的に活用しつつ、人件費の適正な管理に努めながら、教職員の適性配置に努める。</p> <p>さらに、事務局職員については、公立大学法人および大学に関する専門的な知識を有する職員を養成していくため、期首における設立団体からの派遣職員を減じて、法人職員の採用を進める。</p>	<p>教員人事については、学長管理枠に基づく人事計画の策定を進める。</p> <p>事務局職員人事については、大学の専門的業務に対応可能な経験者の採用を進める。</p>	<p>大学の望む教職員像、人事の原則、教員選考の方法、教員選考における部局の長の役割、事務局における職員の採用計画を柱とする「人事方針」を策定し、その人事方針を受けて、学長管理枠を導入した。事務局職員人事については、大学の専門的業務に対応可能な経験者の採用を進めた。</p>
	3 積立金の使途		
169	なし	なし	なし
	4 その他法人の業務運営に関し必要な事項		
170	なし	なし	なし

○ 別表（収容定員）

学科・研究科名		収容定員 a（人）	収容数 b（人）	定員充足率 $b/a \times 100$ （%）
学部	環境科学部	720	773	107.4
	工学部	480	521	108.5
	人間文化学部	640	706	110.3
	人間看護学部	280	278	99.3
研究科	環境科学研究科	102	113	110.8
	前期課程	72	84	116.7
	後期課程	30	29	96.7
	工学研究科	78	92	117.9
	前期課程	60	89	148.3
	後期課程	18	3	16.7
	人間文化学研究科	54	69	127.8
	前期課程	36	45	125.0
	後期課程	18	24	133.3